

株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める書面)

2022 年 6 月 9 日

J F E コンテナー株式会社

2022年6月9日

株式交換に係る事前開示書類

東京都千代田区神田猿樂町一丁目5番15号
JFEコンテナ株式会社
代表取締役社長 那須 七信

当社は、2022年8月1日を効力発生日として、JFEスチール株式会社（以下「JFEスチール」といいます。）を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とし、JFEスチールの完全親会社であるJFEホールディングス株式会社（以下「JFEホールディングス」といいます。）の普通株式を対価とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行います。本株式交換に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第782条第1項第3号）
別紙1をご参照ください。
2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第1号第1号）
 - (1) 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第3項第1号）
 - ① 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	JFEホールディングス (株式交換完全親会社であるJFEスチールの完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	3.90
本株式交換により 交付する株式数	JFEホールディングスの普通株式： 5,127,997株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）1株に対して、JFEホールディングスの普通株式（以下「JFEホールディングス株式」といいます。）3.90株を割当交付いたします。但し、基準時（以下に定義します。）においてJFEスチールが保有する当社株式については、本株式交換による株式の割当では行いません。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

（注2）本株式交換により交付するJFEホールディングスの株式数

JFEスチールは、本株式交換に際して、本株式交換によりJFEスチールが当社株式（但し、JFEスチールが保有する当社株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主の皆様（但し、JFEスチールを除きます。）に対し、その保有する当社株式に代えて、上記表の割当比率に基づいて算出した数のJFEホールディングス株式を割当交付いたします。

なお、当社は本株式交換の効力発生日の前日までに行う取締役会の決議により、当社が保有する自己株式（2022年3月31日現在4,429株）及び基準時の直前時まで当社が保有することとなるすべての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。）の全部を基準時の直前時点をもって消却する予定です。JFEスチールが本株式交換の対価として交付するJFEホールディングス株式の取得方法については、決定次第、別途公表する予定です。

本株式交換により割当交付するJFEホールディングス株式の数については、当社による自己株式の取得・消却等の理由により今後変更される可能性があります。

（注3）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、JFEホールディングスの単元未満株式（100株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。特に、保有されている当社株式が26株未満である当社の株主の皆様は、JFEホールディングス株式の単元未満株式のみを保有することとなる見込みであり、その株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とするJFEホールディングスの配当金を受領する権利を有することになりますが、金融商品取引所市場において当該単元未満株式を売却することはできません。JFEホールディングスの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様においては、JFEホールディングス株式に関する単元未満株式の買取制度（会社法第192条第1項の規定に基づき、単元未満株式を保有する株主の皆様がJFEホールディングスに対し、その保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度）又は単元未満株式の買増制度（会社法第194条第1項及びJFEホールディングスの定款の規定に基づき、単元未満株式を保有する株主の皆様がJFEホールディングスに対し、その保有する単元未満株式の数と合わせて1単元（100株）となる数の

普通株式を売り渡すことを請求し、これを買増すことができる制度)をご利用いただくことができます。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換により交付されるべきJFEホールディングス株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、当該端数に相当するJFEホールディングス株式の交付に代えて、JFEホールディングス株式1株当たりの時価に当該端数を乗じて得た額に相当する金銭(但し、1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。)を交付します。なお、「JFEホールディングス株式1株当たりの時価」とは、2022年7月29日の東京証券取引所におけるJFEホールディングス株式の普通取引の終値(当該直前取引日においてかかる終値が存しない場合には、かかる終値が存する直近の取引日(効力発生日前のものに限ります。)のかかる終値)をいいます。

② 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(ア) 割当ての内容の根拠及び理由

本株式交換については、本株式交換の目的を実現するとともに、(i) 非上場企業であるJFEスチールの普通株式を対価とした場合には、当社の少数株主の皆様が流動性の低い株式を取得することになること、(ii) 株式交換の対価としてJFEホールディングス株式を当社の株主の皆様割り当てることで、JFEホールディングス株式の保有を通じて、本株式交換後に想定されている各種施策の実行により期待されるシナジー効果や、シナジー効果の発揮によるJFEグループの事業発展・収益拡大、その結果としてのJFEホールディングス株式の株価上昇・配当を享受する機会を当社の株主の皆様にご提供すること、(iii) JFEグループとして、JFEホールディングス及びJFEスチール間の100%親子会社の関係を維持する必要性があること等を踏まえ、いわゆる「三角株式交換」の方法によるものとし、本株式交換の対価としては、JFEスチール株式会社ではなく、JFEスチールの完全親会社であるJFEホールディングス株式を割り当てることといたしました。

JFEスチール及び当社は、本株式交換に用いられる上記「① 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率(以下「本株式交換比率」といいます。)の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、JFEスチールはみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)を、当社はSMB C日興証券株式会社(以下「SMB C日興証券」といいます。)を、それぞれのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に選任いたしました。

J F E スチールは、下記「(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「① 公正性を担保するための措置」のとおり、第三者算定機関であるみずほ証券から 2022 年 5 月 2 日付で受領した株式価値に関する算定書、リーガル・アドバイザーである T M I 総合法律事務所からの助言、当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、J F E ホールディングスの株主の皆様にとって不利益なものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、当社においては、下記「(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「① 公正性を担保するための措置」及び「② 利益相反を回避するための措置」のとおり、第三者算定機関である S M B C 日興証券から 2022 年 5 月 2 日付で受領した株式価値に関する算定書、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）からの助言、J F E ホールディングスに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、J F E スチール及び J F E ホールディングスとの間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）からの指示、助言等を踏まえて、J F E スチールとの間で複数回に亘り本株式交換比率を含む本株式交換の条件に係る交渉・協議を行うとともに、本株式交換比率により本株式交換を行うことについて慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の少数株主の皆様にとって不利益なものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

このように、両社は、本株式交換比率は J F E ホールディングス及び当社のそれぞれの株主にとって妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うこととし、2022 年 5 月 6 日、J F E スチールと当社の取締役会決議により、両社間で本株式交換契約を締結することを決定しました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

(イ) 算定に関する事項

(i) 算定機関の名称及び両社との関係

J F E スチールの第三者算定機関であるみずほ証券、当社の第三者算定機関である S M B C 日興証券及び本特別委員会が独自に選任した第三者算定

機関であるトラスティーズ・アドバイザー株式会社（以下「トラスティーズ」といいます。）はいずれも、J F Eホールディングス及びJ F Eスチール並びに当社からは独立した算定機関であり、J F Eスチール及び当社の関連当事者には該当しません。

みずほ証券のグループ企業である株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）は、J F Eホールディングスの株主たる地位を有しているほか、J F Eホールディングス及びJ F Eスチール並びに当社に対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等は生じておりますが、本株式交換に関してJ F Eホールディングス及びJ F Eスチール並びに当社との利益相反に係る重要な利害関係を有しておりません。

みずほ証券によれば、みずほ証券は金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第36条第2項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の4の適用法令に従い、みずほ証券とみずほ銀行間の情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、みずほ銀行の株主及び貸付人の地位とは独立した立場でJ F Eスチールの第三者算定機関として株式価値の算定を行っているとのことです。

J F Eスチールは、みずほ証券とみずほ銀行の間において適切な弊害防止措置が構築されていること、J F Eスチールとみずほ証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているために第三者算定機関としての独立性が確保されていること、みずほ証券は同様の同種事案の第三者算定機関としての実績を有していること等を踏まえ、みずほ証券をJ F Eホールディングス、J F Eスチール及び当社並びに本株式交換から独立した第三者算定機関として選任いたしました。なお、本株式交換に係るみずほ証券に対する報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりません。

株式会社三井住友フィナンシャルグループの一員である株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）は、J F Eホールディングス、J F Eスチール及び当社に対して通常の銀行取引の一環としての融資等の取引がありますが、本株式交換に関してJ F Eホールディングス、J F Eスチール及び当社との利益相反に係る重要な利害関係を有しておりません。S M B C日興証券によれば、S M B C日興証券の社内においては、ファイナンシャル・アドバイザー業務並びにJ F Eホールディングス及び当社株式の価値算定業務を担当する部署と社内のその他部署との間において情報隔壁措置等の適切な弊害防止措置を講じている他、S M B C日興証券と三井住友銀行との間において情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制が構築されていること、当社とS M B C日興証券の間において、一般取引先と同様の取

引条件での取引を実施しており第三者算定機関としての独立性が確保されていること、また、SMB C日興証券は過去の同種事案の第三者算定機関としての実績を有していること等を踏まえ、当社がSMB C日興証券に対して、J F Eホールディングス及び当社の株式価値の算定を依頼することに関し公正性の観点から問題はないと考えられます。また、本株式交換に係るSMB C日興証券に対する報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。当社は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本株式交換が不成立となった場合に当社に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案の上、本株式交換の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないとの判断から、上記の報酬体系によりSMB C日興証券をJ F Eホールディングス、J F Eスチール及び当社から独立した第三者算定機関として選定いたしました。

本特別委員会が独自に選任した第三者算定機関であるトラスティーズは、本株式交換に関してJ F Eホールディングス及びJ F Eスチール並びに当社との利益相反に係る重要な利害関係を有しておりません。また、本株式交換に係るトラスティーズに対する報酬は、本株式交換の成否に関わらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

(ii) 算定の概要

i) みずほ証券による算定

みずほ証券は、J F Eホールディングスについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法（算定基準日である2022年5月2日を基準日として、東京証券取引所におけるJ F Eホールディングス株式の算定基準日の株価終値、2022年4月4日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2022年2月3日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2021年11月4日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。）を採用して算定を行いました。

当社については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法（算定基準日である2022年5月2日を基準日として、東京証券取引所における当社株式の算定基準日の株価終値、2022年4月4日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2022年2月3日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2021年11月4日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用してお

ります。)を、また、当社には比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を、採用して算定を行いました。DCF法においては、当社より提供された、2022年3月期から2029年3月期の財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しております。

なお、JFEホールディングス株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の当社株式の評価レンジは、以下のとおりです。

採用手法		株式交換比率の算定結果
JFEホールディングス	当社	
市場株価基準法	市場株価基準法	2.60～3.00
	類似企業比較法	2.63～5.49
	DCF法	3.59～6.08

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及びみずほ証券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社並びにその関係会社の資産又は負債（デリバティブ取引、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、両社から提供若しくは開示された情報、判断又は予測を前提とし、これらについて独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを基礎としております。

なお、みずほ証券がDCF法による算定の前提とした当社の財務予測において、大幅な増減益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、当社は、2023年3月期において、当社の連結子会社である杰富意金属容器（上海）有限公司が保有する資産に関し、中国上海市当局による収用対象になったことに伴う一時的な利益を計上する見込みであること等を要因として、純利益が前期比で30%を大幅に超える増益となり、翌2024年3月期はその反動により純利益が前期比で30%以上の減益となることを見込んでおります。また、2026年3月期においては、主に大規模な設備投資に伴う減価償却費の増加と既存設備の再編・集約に伴う特別損失を見込んでいるため、営業利益及び経常利益が前期比で30%以上の減益、純利益が前期比で30%を大幅に超える減益となり、翌2027年3月期は特別損失の負担の縮小で純利益が前期比で30%を大幅に超える増益となることを見込んでおります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

ii) S M B C 日興証券による算定

S M B C 日興証券は J F E ホールディングスについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を採用して算定を行いました。

市場株価法については、2022 年 5 月 2 日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日から遡る 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を採用しました。

当社については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を、またそれに加え将来の事業活動の状況の評価に反映するため、D C F 法を、それぞれ採用して算定を行いました。

市場株価法については、2022 年 5 月 2 日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日から遡る 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を採用しました。

D C F 法では、当社について、同社が作成した 2023 年 3 月期から 2029 年 3 月期の財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって事業価値や株式価値を評価しております。D C F 法における継続価値の算定については永久成長法及びマルチプル法により算出しております。具体的には割引率は 6.26%~7.65%を使用しており、永久成長率は-0.25%~0.25%を使用しております。なお、算定の前提とした利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、当社は、2023 年 3 月期において、当社の連結子会社である杰富意金属容器（上海）有限公司が保有する資産に関し、中国上海市当局による収用対象になったことに伴う一時的な利益を計上する見込みであること等を要因として、純利益が前期比で 30%を大幅に超える増益となり、翌 2024 年 3 月期はその反動により純利益が前期比で 30%以上の減益となることを見込んでおります。また、2026 年 3 月期においては、主に大規模な設備投資に伴う減価償却費の増加と既存設備の再編・集約に伴う特別損失を見込んでいるため、営業利益が前期比で 30%以上の減益、純利益が前期比で 30%を大幅に超える減益となり、翌 2027 年 3 月期は特別損失の負担の縮小で純利益が前期比で 30%を大幅に超える増益となることを見込んでおります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。上記の各評価方法による J F E ホールディングス株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
------	-------------

J F Eホールディングス	当社	
市場株価法	市場株価法	2.60～2.82
	D C F法	3.05～7.19

S M B C日興証券は、株式価値に関する算定書の作成にあたり、その基礎とされている資料及び情報はすべて正確かつ完全なものであることを前提とし、その正確性及び完全性に関して独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではなく、提供された情報が不正確又は誤解を招くようなものであるとする事実又は状況等につきJ F Eホールディングス、J F Eスチール及び当社において一切認識されていないことを前提としております。また、J F Eホールディングス、J F Eスチール及び当社並びにその関係会社の資産又は負債に関して、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関に対する評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。これらの資料及び情報の正確性及び完全性に問題が認められた場合には、算定結果は大きく異なる可能性があります。さらに、J F Eホールディングス、J F Eスチール及び当社並びにその関係会社に関する未開示の訴訟、紛争、環境、税務等に関する債権債務その他の偶発債務・簿外債務並びに株式価値に関する算定書に重大な影響を与えるその他の事実については存在しないことを前提としております。S M B C日興証券が、株式価値に関する算定書で使用している当社の事業計画等は算定基準日における最善の予測及び判断に基づき、当社により合理的かつ適正な手続に従って作成されたことを前提としております。また、株式価値に関する算定書において、S M B C日興証券が提供された資料及び情報に基づき提供された仮定をおいて分析を行っている場合には、提供された資料、情報及び仮定が正確かつ合理的であることを前提としております。S M B C日興証券は、これらの前提に関し、正確性、妥当性及び実現性について独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではありません。

なお、S M B C日興証券の算定結果は、S M B C日興証券が当社の依頼により、当社の取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的として当社に提出したものであり、当該算定結果は、S M B C日興証券が本株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

iii) トラストィーズによる算定

トラストィーズは、J F Eホールディングスについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を採用して

算定しました。当社については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法をそれぞれ採用して算定を行いました。各評価手法におけるJFEホールディングス株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の当社の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定レンジ
JFEホールディングス	当社	
市場株価法	市場株価法	2.60～3.01
	DCF法	2.98～4.53

なお、市場株価法については、2022年5月2日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日から遡る5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を採用しました。

DCF法では、当社が作成した2023年3月期から2029年3月期までの財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。なお、継続価値の算定にあたっては永久成長率法及びEXITマルチプル法を採用しております。具体的には、割引率は8.81%～11.81%を使用しており、永久成長率は0%を使用しております。

トラスティーズは、株式交換比率の算定に際して、公開情報及びトラスティーズに提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。また、トラスティーズは、両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。トラスティーズは、当社の財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。トラスティーズの算定は2022年5月2日までにトラスティーズが入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、トラスティーズの算定は、当社の取締役会及び特別委員会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。なお、トラスティーズがDCF法による算定の前提とした当社の財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、当社は、2023年3

月期において、当社の連結子会社である杰富意金属容器（上海）有限公司が保有する資産に関し、中国上海市当局による収用対象になったことに伴う一時的な利益を計上する見込みであること等を要因として、純利益が前期比で30%を大幅に超える増益となり、翌2024年3月期はその反動により純利益が前期比で30%以上の減益となることを見込んでおります。また、2026年3月期においては、主に大規模な設備投資に伴う減価償却費の増加と既存設備の再編・集約に伴う特別損失を見込んでいるため、営業利益が前期比で30%以上の減益、純利益が前期比で30%を大幅に超える減益となり、翌2027年3月期は特別損失の負担の縮小で純利益が前期比で30%を大幅に超える増益となることを見込んでおります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

(2) 交換対価としてJFEホールディングス株式を選択した理由(会社法施行規則第184条第3項第2号)

本株式交換については、本株式交換の目的を実現するとともに、(i) 非上場企業であるJFEスチールの普通株式を対価とした場合には、当社の少数株主の皆様が流動性の低い株式を取得することになること、(ii) 株式交換の対価としてJFEホールディングス株式を当社の株主の皆様へ割り当てることで、JFEホールディングス株式の保有を通じて、本株式交換後に想定されている各種施策の実行により期待されるシナジー効果や、シナジー効果の発揮によるJFEグループの事業発展・収益拡大、その結果としてのJFEホールディングス株式の株価上昇・配当を享受する機会を当社の株主の皆様へ提供できること、(iii) JFEグループとして、JFEホールディングス及びJFEスチール間の100%親子会社の関係を維持する必要性があること等を勘案し、いわゆる「三角株式交換」の方法によることとし、本株式交換の対価としてJFEホールディングス株式を当社の株主の皆様へ割り当てることが最善の方式であるものと判断いたしました。

(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項(会社法施行規則第184条第3項第3号)

① 公正性を担保するための措置

JFEスチール及び当社は、JFEスチールが既に当社株式1,548,200株(2022年3月31日現在、発行済株式総数から当社が保有する自己株式を除いた総数2,863,071株に占める割合にして54.1%(小数点以下第二位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じです。))を保有し、当社はJFEスチールの連結子会社に該当すること及び当社の監査役である鈴木秀成氏がJFEスチールの従業員を兼務していること等から、JFEスチール及び当社は、本株式交換の公正

性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

(i) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

J F E スチールは、J F E ホールディングス及び J F E スチール並びに当社から独立した第三者算定機関であるみずほ証券を選任し、2022 年 5 月 2 日付で、株式価値に関する算定書の提出を受けております。当該算定書の概要は、上記 (1) ② (イ) 「算定に関する事項」の(ii) 「算定の概要」の「i) みずほ証券による算定」をご参照ください。

他方、当社は、J F E ホールディングス及び J F E スチール並びに当社から独立した第三者算定機関である S M B C 日興証券を選任し、2022 年 5 月 2 日付で、株式価値に関する算定書の提出を受けております。当該算定書の概要は、上記 (1) ② (イ) 「算定に関する事項」の(ii) 「算定の概要」の「ii) S M B C 日興証券による算定」をご参照ください。

さらに、本特別委員会は、J F E ホールディングス及び J F E スチール並びに当社から独立した第三者算定機関であるトラスティーズを独自に選任し、2022 年 5 月 2 日付で、株式価値に関する算定書の提出を受けております。当該算定書の概要は、上記 (1) ② (イ) 「算定に関する事項」の「(ii) 算定の概要」の「iii) トラスティーズによる算定」をご参照ください。

なお、J F E スチール及び当社並びに本特別委員会は、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換の対価が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書 (フェアネス・オピニオン) を取得しておりません。

(ii) 独立した法律事務所からの助言

本株式交換の法務アドバイザーとして J F E スチールは T M I 総合法律事務所を 2021 年 12 月に、当社はアンダーソン・毛利・友常法律事務所を 2022 年 1 月に選任し、それぞれ本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、T M I 総合法律事務所及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所は、いずれも J F E ホールディングス及び J F E スチール並びに当社から独立しており、重要な利害関係を有しません。

(iii) 特別委員会における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

本特別委員会は、本諮問事項 (以下に定義します。) の検討に際し、J F E ホールディングス及び J F E スチール並びに当社から独立したトラスティーズを本特別委員会の独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算

定機関として選任し、トラスティーズから、2022年5月2日付で、株式価値に関する算定書の提出を受けております。当該算定書の概要は、上記(1)②(イ)「算定に関する事項」の「(ii) 算定の概要」の「iii) トラスティーズによる算定」をご参照ください。

② 利益相反を回避するための措置

J F E スチールが既に当社株式 1,548,200 株 (2022年3月31日現在、発行済株式総数から当社が保有する自己株式を除いた総数 2,863,071 株に占める割合にして 54.1%) を保有し、当社は J F E スチールの連結子会社に該当すること及び当社の監査役である鈴木秀成氏が J F E スチールの従業員を兼務していること等から、利益相反の疑義を回避するため、当社は、以下の措置を実施しております。

(i) 当社における、利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

当社は、2022年1月19日、本株式交換に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、いずれも、J F E ホールディングス及び J F E スチールから独立した、当社の社外取締役である尾関政達氏 (G M O あおぞらネット銀行株式会社社外取締役)、藤本万太郎氏 (新日本理化株式会社代表取締役会長執行役員) 及び社外監査役である大神行徳氏 (公認会計士兼税理士、レクス監査法人代表社員、レクスコンサルティング株式会社取締役)、並びに J F E ホールディングス及び J F E スチール並びに当社から独立した外部の有識者である仁科秀隆氏 (中村・角田・松本法律事務所パートナー弁護士) の 4 名により構成される本特別委員会を設置いたしました。なお、当社は、当初からこの 4 名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。本特別委員会は、委員間の互選により、本特別委員会の委員長として、仁科秀隆氏を選定しております。また、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容に関わらず時間制又は固定額の報酬を支払うものとされております。

その上で、当社は、本株式交換を検討するにあたって、本特別委員会に対し、(i) J F E スチール及び当社が検討している本株式交換その他の方法を通じた、J F E スチールによる当社の完全子会社化のための取引 (以下「本件取引」といいます。) の目的は合理的と認められるか (本件取引が当社の企業価値向上に資するかを含みます。)、(ii) 本件取引の条件 (本株式交換

における株式交換比率を含みます。)の公正性が確保されているか、(iii) 本件取引において、公正な手続を通じた当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされているか、及び(iv) 上記(i)から(iii)を踏まえ、本件取引は当社の少数株主にとって不利益でないと考えられるか(以下(i)から(iv)を総称して「本諮問事項」といいます。)について諮問いたしました。

なお、当社取締役会は、本株式交換に関する決定を行うに際して本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本件取引に関する取引条件を妥当でないとした場合には、本株式交換を行う旨の意思決定を行わないことを併せて決議しております。また、当社取締役会は、本特別委員会に対し、

(a) 本諮問事項の検討にあたって、本特別委員会が必要と認める場合には、自らのファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー等のアドバイザーを選任する(その場合の合理的な費用は当社が負担するものとされています。)、又は、当社のアドバイザーを承認(事後承認を含みます。)する権限及び(b) 当社の役職員その他本特別委員会が必要と認める者から本件取引の検討及び判断に必要な情報を受領する権限を与えることを決定しております。本特別委員会は、上記の権限に基づき、2022年3月3日、独自の第三者算定機関としてトラスティーズを選任しております。

本特別委員会は、2022年1月25日から2022年5月2日までに、会合を合計11回、合計約12時間にわたって開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、まず第1回の特別委員会において、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMB C日興証券並びにリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所につき、いずれも独立性に問題がないことを確認した上で、それぞれを当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関並びにリーガル・アドバイザーとして承認しました。さらに、本特別委員会は、本株式交換に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の取締役につき、JFEスチールとの間での利害関係の観点から問題がないことを確認の上、承認しております。その上で、本特別委員会は、(a) JFEスチールから本株式交換の提案内容及び本株式交換の目的並びに本株式交換によって見込まれるシナジー等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(b) 当社から、同社の沿革、同社の事業内容、本株式交換の提案を受けた経緯、本株式交換の目的、JFEスチールの提案内容についての当社の考え及び本株式交換が当社の企業価値に与える影響、当社の事業計画の作成経緯及びその内容等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(c)

トラスティーズ及びSMB C日興証券から株式価値の算定の結果及び本株式交換のスキームのそれぞれについての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(d) アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本株式交換の手續面における公正性を担保するための措置並びに本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について助言を受けこれらの事項についての質疑応答を実施したこと、並びに (e) 提出された本株式交換についての関連資料等により、本株式交換に関する情報収集が行われ、これらの情報も踏まえて本諮問事項について慎重に協議及び検討して審議を行っております。なお、本特別委員会は、J F Eスチールと当社との間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、J F Eスチールから本株式交換の対価についての最終的な提案を受けるまで、複数回に亘り交渉の方針等について協議を行い、当社に意見する等して、J F Eスチールとの交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、このような経緯のもと、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本諮問事項について慎重に審議及び検討を行い、本株式交換は、当社の少数株主にとって不利益なものとは認められない旨の答申書を、2022年5月2日付で、当社の取締役会に対して提出しております。

(ii) 当社における、取締役の承認及び利害関係を有する監査役を除く監査役全員の異議がない旨の意見

当社の監査役のうち、鈴木秀成氏はJ F Eスチールの従業員を兼務しているため、利益相反の疑義を回避する観点から、当社の取締役会における本株式交換に関する議案の審議には参加せず、本株式交換に係る協議及び交渉にも参加しておりません。

2022年5月6日開催の当社の取締役会における本株式交換に関する議案は、当社の取締役6名の取締役全員の賛成により承認可決されており、かつ、上記監査役を除く3名の監査役全員が、本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の取締役のうち、那須七信氏、吉田直人氏、木原幹人氏及び村上伸二氏は、J F Eスチールの出身ですが、J F Eスチールから転籍してから一定の期間が経過しており、本株式交換に関して、J F Eスチール側で一切の関与をしておらず、J F Eホールディングス又はJ F Eスチールからの指揮監督下にもないため、本株式交換における当社の意思決定に関して利益相反のおそれはないものと判断しております。

(4) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

上記(1)から(3)までの内容に照らし、本株式交換に係る交換対価の総数及び割当ての内容は相当であると判断しております。

3. 交換対価について参考となるべき事項(会社法施行規則第184条第1項第2号)

(1) JFEホールディングスの定款の定め(会社法施行規則第184条第4項第2号イ)

JFEホールディングスの定款については、別紙2をご参照ください。

(2) JFEホールディングスの議決権の総数(会社法施行規則第184条第4項第2号ニ)

5,724,353個

なお、上記総数は、2021年9月30日現在のJFEホールディングスの議決権の総数であり、同個数は、同社の第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分等により本株式交換の効力発生日までに変動が生じる可能性があります。

(3) JFEホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等の内容(会社法施行規則第184条第4項第2号へ及びト(1))

JFEホールディングスの最終事業年度(2022年3月期)に係る計算書類等の内容については、別紙3をご参照ください。

(4) JFEホールディングスの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の状況(会社法施行規則第184条第4項第2号チ)

JFEホールディングスは、いずれの事業年度においても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

(5) 交換対価の換価方法に関する事項(会社法施行規則第184条第4項第2号リ)

① 交換対価を取引する市場

JFEホールディングス株式は東京証券取引所プライム市場において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次又は代理を行う者

JFEホールディングス株式は、全国の各金融商品取引業者(証券会社)において取引の媒介、取次等が行われております。

③ 交換対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容

該当事項はありません。

④ 交換対価の市場価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日(2022年5月6日)の前営業日を基準として、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の東京証券取引所プライム市場(2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部)におけるJFEホールディングス株式の終値の平均は、それぞれ、1,626円、1,675円及び1,575円です。また、JFEホールディングス株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト(<https://www.jpx.co.jp/>)等でご覧いただけます。

(6) 交換対価が自己株式の取得、持分の払戻しその他これらに相当する方法により払い戻しを受けることができるものであるときはその手続に関する事項(会社法施行規則第184条第4項第2号ヌ)

該当事項はありません。

4. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項(会社法施行規則第184条第1項第3号)

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項(会社法施行規則第184条第1項第4号)

(1) JFEスチールの最終事業年度に係る計算書類等の内容(会社法施行規則第184条第6項第1号イ)

JFEスチールの最終事業年度(2022年3月期)に係る計算書類等の内容については、別紙4をご参照ください。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象(会社法施行規則第184条第6項第1号ハ及び同項第2号イ)

① 当社

(ア) 当社は、2022年5月6日開催の取締役会において、連結親会社であるJFEスチールとの間で、JFEスチールを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことに関し、決議の上、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、2022年6月24日に開催予定の当社の定時株主総会の決議による承認を得た上で、2022年8月1日を効力発生日として行う予定です。本株式交換契約の内容は、別紙1をご

参照ください。

- (イ) 当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに行う取締役会の決議により、当社が保有する自己株式（2022年3月31日現在4,429株）及び基準時の直前時までには当社が保有することとなるすべての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。）の全部を基準時の直前時点をもって消却する予定です。
- (ウ) 当社は、2022年3月期に係る期末配当として、2022年6月24日に開催予定の当社の定時株主総会の決議による承認を得た上で、2022年3月31日を基準日とする1株当たり75円の剰余金の配当を行う予定です。
- (エ) 当社は、2022年1月19日開催の取締役会において、連結子会社である中華人民共和国の杰富意金属容器（上海）有限公司を解散することを決議しました。当該解散に伴い、2022年3月期に、固定資産の減損及び従業員に対する経済補償金等により8億12百万円の特別損失を計上しております。

② J F E スチール

- (ア) J F E スチールは、2022年5月6日開催の取締役会において、連結子会社である当社との間で、J F E スチールを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことに関し、決議の上、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、2022年6月24日に開催予定の当社の定時株主総会の決議による承認を得た上で、2022年8月1日を効力発生日として行う予定です。本株式交換契約の内容は、別紙1をご参照ください。

6. 本株式交換が効力を生じる日以後における J F E スチールの債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第184条第1項第5号）

会社法第789条第1項第3号の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はいませんので、該当事項はありません。

以上

株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

J F E スチール株式会社 (以下「甲」という。) 及び J F E コンテナ株式会社 (以下「乙」という。) は、2022 年 5 月 6 日 (以下「本契約締結日」という。) 付で、次のとおり株式交換契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

第1条 (株式交換)

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換 (以下「本株式交換」という。) を行う。

第2条 (商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。なお、甲は、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社 (住所: 東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 3 号。以下「丙」という。) の完全子会社である。

(1) 甲 (株式交換完全親会社)

商号: J F E スチール株式会社

住所: 東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 3 号

(2) 乙 (株式交換完全子会社)

商号: J F E コンテナ株式会社

住所: 東京都千代田区神田猿樂町一丁目 5 番 15 号

第3条 (本株式交換に際して交付する株式及びその割当て)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式 (甲が保有する乙の株式を除く。) の全部を取得する時点の直前時 (以下「基準時」という。) における乙の株主 (甲を除く。以下「本割当対象株主」という。) に対し、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に 3.90 を乗じた数の丙の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式 1 株につき丙の普通株式 3.90 株の割合 (以下「本株式交換比率」という。) をもって、甲が保有する丙の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定にかかわらず、本株式交換に際して本割当対象株主に対し交付する丙の普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、甲は、当該本割当対象株主に対し、当該端数に相当する丙の普通株式の交付に代えて、丙の普通株式 1 株当たりの時価に当該端数を乗じて得た額に相当する金銭 (1 円未満の端数はこれを切り上げる。) を交付する。本項において、「丙の普通株式 1 株当たりの時価」とは、株式会社東京証券取引所

における効力発生日（第 6 条において定義する。以下同じ。）の直前取引日における丙の普通株式の普通取引の終値（当該直前取引日においてかかる終値が存在しない場合には、かかる終値が存在する直近の取引日（効力発生日前のものに限る。）のかかる終値）をいう。

第4条（乙の自己株式の取扱い）

乙は、第 7 条第 2 項に定める乙の定時株主総会の決議が得られた場合には、効力発生日の前日までに行われる取締役会の決議により、基準時の直前の時点までに乙が保有することとなる自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含む。）の全部を、基準時の直前の時点をもって消却する。

第5条（丙の普通株式の取得）

第 8 条の規定にかかわらず、甲は、効力発生日の前日までに、第 3 条第 1 項に基づき本株式交換に際して本割当対象株主に割当交付すべき丙の普通株式の総数に足る数の丙の普通株式（いかなる担保その他の負担の付されていないものに限る。）を取得する。

第6条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022 年 8 月 1 日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（株主総会等）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。但し、同条第 3 項の規定により、本株式交換に関して甲の株主総会による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する承認を求める。
2. 乙は、2022 年 6 月 24 日に開催予定の定時株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する承認を求める。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって自社の業務の執行及び財産の管理、運営を行い、本株式交換比率に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第9条（剰余金の配当等）

1. 乙は、2022年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、1株当たり75円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 前項に定める場合を除き、乙は、本契約締結日後、効力発生日よりも前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、効力発生日の前日までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己株式の取得をしなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。

第10条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲、乙又は丙の財産状態若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 第7条第1項但書に定める甲の株主総会における本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する承認が必要となった場合において、効力発生日の前日までに当該承認が得られなかった場合
- (2) 第7条第2項に定める乙の定時株主総会において本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する承認が得られなかった場合
- (3) 本株式交換に関し法令（外国の法令を含む。）に基づき、効力発生日までに必要な関係官庁等からの許可、承認等の取得、関係官庁等に対する届出手続が完了しなかった場合
- (4) 前条に基づき本契約が解除された場合

第12条（準拠法）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法によって解釈される。
2. 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（誠実協議）

本契約に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙誠実に協議の上、解決する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2022年5月6日

甲 JFEスチール株式会社

東京都千代田区内幸町二丁目2番3号

代表取締役 北野 嘉久



乙 JFEコンテナ株式会社

東京都千代田区神田猿楽町一丁目5番15号

代表取締役 那須 七信



J F E ホールディングスの定款

次ページ以降をご参照ください。

定 款

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

- 第 1 条 当社はジェイ エフ イー ホールディングス株式会社と称する。
② 英文では JFE Holdings, Inc.と表示する。

(目 的)

- 第 2 条 当社は、次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。
1. 鉄鋼の製造、加工および販売
 2. 合金鉄、非鉄金属およびセラミックスの製造および販売
 3. 鉄鉱石その他の鉱物の採掘、加工および販売
 4. 各種の船舶および建設車両の設計、製造、販売および修理
 5. ガス供給プラント・発電プラント・製鉄プラント等の産業機械装置、ごみ処理設備・水処理設備等の環境衛生施設および橋梁・建築鉄骨等の各種鉄鋼構造物の企画、設計、製造、販売、修理、運転および運営ならびにこれらに関する工事請負
 6. 土木建築工事の企画、設計、監理および請負
 7. 下記商品等の仕入および販売ならびにこれらに関する貿易業、代理業および仲立業
 - (1) 鉄鋼製品および発成品
 - (2) 製鉄原材料および資材
 - (3) 非鉄金属製品
 - (4) 化学製品およびこれらの原料
 - (5) 機械器具類、車両および船舶
 - (6) 電気・電子・通信機械器具類およびこれらの部品
 - (7) 紙、パルプおよび紙製品
 - (8) 農畜産物、水産物、食料品、酒類および清涼飲料
 8. 不動産の売買、貸借、仲介および管理ならびに都市開発の企画、設計、監理および請負
 9. タール、ピッチ、粗軽油、ベンゼン、炭素製品、合成樹脂、酸化鉄・フェライト等磁性材料、触媒および化学肥料等の化学製品ならびにこれらの原料の製造、加工および販売
 10. コンピュータおよびその周辺機器、電子機器用部品の製造および販売
 11. 情報・通信システムの企画、開発、販売および保守管理ならびに通信事

業

12. 産業・一般廃棄物処理業および廃棄物再生資源化事業
 13. 電気の供給
 14. ガスの製造および販売
 15. 一般貨物自動車運送業および海上・港湾運送業
 16. 医療機器およびその付属品の製造、販売および輸出入
 17. 研修施設、医療施設、スポーツ施設および駐車場等の経営、各種催事の企画および運営ならびに一般旅行業
 18. 倉庫業、警備業および総合リース業
 19. 前各号に関する技術およびノウハウの販売ならびに技術の研究、開発およびその受託
 20. 前各号に附帯または関連する一切の事業
- ② 当社は金銭の貸付業務を行なう。
- ③ 当社は前各項に附帯または関連する一切の事業をなすことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社が発行することができる株式の総数は、22億9,800万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社は、100株をもって、株主が株主総会において1個の議決権を行使できる1単元の株式とする。

(単元未満株式の買増)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、取締役会で定める規則により、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。ただし、当社が売り渡す数の自己の株式を有していない場合は、この限りではない。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会で定める。

③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式の取扱)

第11条 当社の株式に関する取扱および手数料等は、法令または定款のほか、取締役会で定める規則による。

第3章 株 主 総 会

(招集の時期および招集地)

第12条 定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時にこれを招集する。

② 株主総会は東京都区内に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集者および議長)

第14条 株主総会は、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあら

かじめ定めた順序にしたがい他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがいインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行なう。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、この場合には株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当社は取締役12名以内を置く。

(選任)

第20条 取締役は株主総会において選任する。

② 取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要し、累積投票によらない。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- ② 取締役会の決議によって、取締役会長および取締役社長各1名を選定することができる。

(報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(招集通知)

第24条 取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前にこれを発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意あるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(招集者および議長)

第25条 取締役会は取締役会長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役会長に事故または欠員があるときは取締役社長、取締役会においてあらかじめ定めたその他の取締役が、その順序にしたがいこれに当る。

(決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行なう。

(決議の省略)

第27条 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第28条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役が記名押印を行なう。

(取締役会規則)

第29条 取締役会に関する事項については、取締役会で定める規則による。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第31条 当社は監査役6名以内を置く。

(選任)

第32条 監査役は株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する。

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会の決議によって、常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(招集通知)

第36条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日より3日前にこれを発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意あるときは、招集手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(招集者および議長)

第 37 条 監査役会は、監査役会においてあらかじめ定めた監査役がこれを招集し、その議長となる。ただし、必要ある場合は、その他の監査役がこれを招集しその議長となることを妨げない。

(決議の方法)

第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除くほか、監査役の過半数をもってこれを行なう。

(議 事 録)

第 39 条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載し、出席した監査役が記名押印を行なう。

(監査役会規則)

第 40 条 監査役会に関する事項については、監査役会で定める規則による。

(監査役の責任免除)

第 41 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 43 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者にこれを行なう。

(中間配当)

第 44 条 当社は取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454

条第5項の規定による剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第45条 配当財産が金銭である場合は、支払開始日から満3年を経過したときは、当社は支払の義務を免れるものとする。

以 上

J F E ホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

第 20 期

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社

事 業 報 告

自 2021 年 4 月 1 日

至 2022 年 3 月 31 日

第20期 事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果ならびに対処すべき課題

【当期のグループ業績】

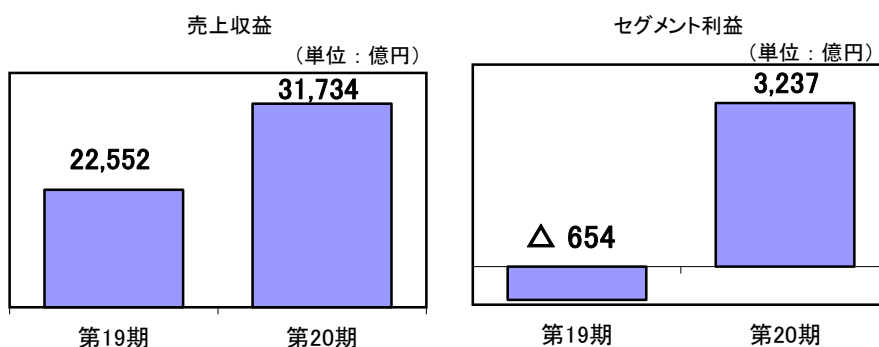
JFEグループは、企業理念である「常に世界最高の技術をもって社会に貢献する」ことを通じて、企業としての持続的な成長を図り、株主の皆様をはじめすべてのステークホルダーにとっての企業価値の向上に努めてまいりました。

当期の世界経済は、国や地域によりばらつきはあるものの、総じて新型コロナウイルス感染症の影響による落ち込みからの回復の動きが続きました。日本においても、部品供給の停滞により一部の産業で生産活動への影響が生じたものの、持ち直しの動きが続きました。ただし、足元ではウクライナ情勢の影響により、資源価格が一層高騰するなど、不透明感が増しております。

このような状況のもと、JFEグループでは、高騰を続ける主原料価格の変動を早期に販売価格へ反映させる取り組み等により販売価格を改善するとともに、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する設備投資や高炉改修を着実に実行することにより、生産性の向上とコスト削減を実現してまいりました。その結果、当期のグループ業績は、鋼材需要の回復や鋼材市況の上昇等もあり、事業利益および親会社の所有者に帰属する当期利益ともに前期に比べ大きく好転しました。

〈JFEスチール株式会社の業績〉

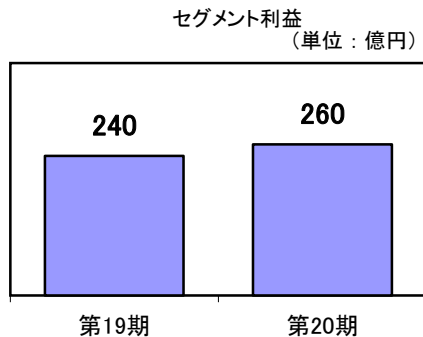
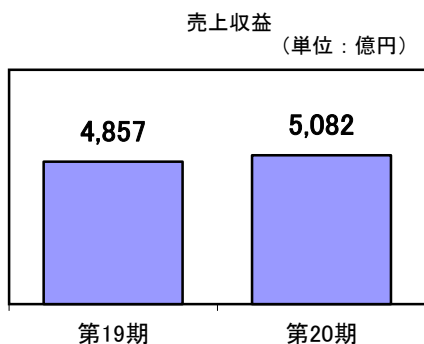
JFEスチール株式会社では、景気の持ち直しを背景とした鋼材需要の回復により、当期の連結粗鋼生産量は2,726万トンと前期に比べ大幅に増加しました。売上収益については、販売価格改善の取り組みや鋼材市況の上昇、および販売数量の増加を受け、3兆1,734億円と前期に比べ大幅な増収となりました。セグメント利益については、原料価格高騰によるコストの増加があったものの、販売価格の上昇、販売数量の増加、継続的なコスト削減の取り組みや国内外のグループ会社での収益改善に加え、棚卸資産評価差等の一過性の増益要因により、前期に比べ大きく好転し、3,237億円となりました。



JFEスチール株式会社 西日本製鉄所 (福山地区)

〈JFEエンジニアリング株式会社の業績〉

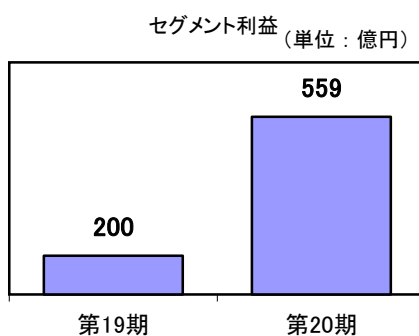
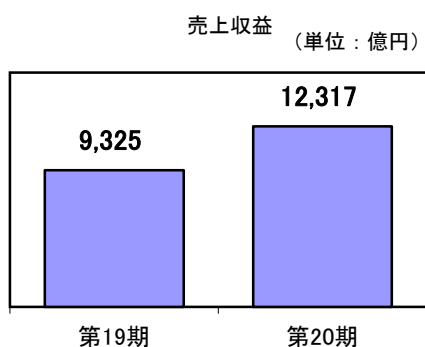
JFEエンジニアリング株式会社は、企業買収による増収効果等により、売上収益は前期に比べ増収となる5,082億円となりました。セグメント利益については、資機材費高騰等の影響はあったものの、売上収益の増加に加え、コスト削減等により、前期に比べ増益となる260億円となりました。



名古屋第二環状自動車道 名古屋西 JCT

〈JFE商事株式会社の業績〉

JFE商事株式会社は、前期に大幅に落ち込んだ国内外の鋼材需要が回復し、鋼材市況が堅調に推移したこと、中でも北米事業での好収益により年間の売上収益は1兆2,317億円、セグメント利益は559億円となり、前期に比べ大幅な増収増益となりました。



浙江川電鋼板加工有限公司

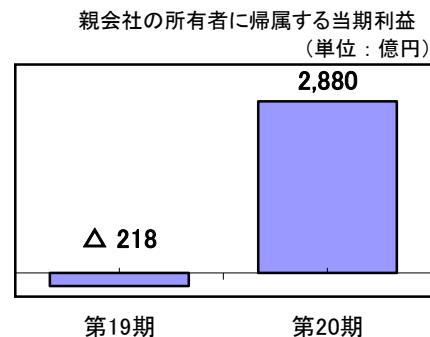
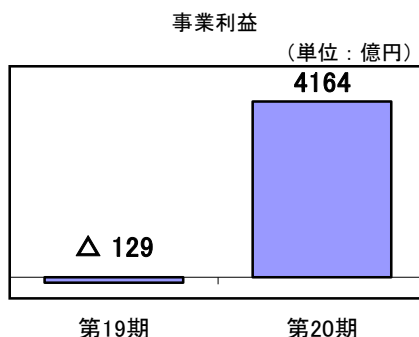
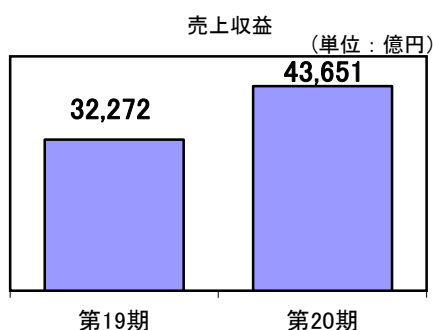
〈当社連結決算の状況〉

以上の結果、当社単体業績等と合わせ、当期における連結での売上収益は4兆3,651億円となり、前期に比べ大幅な増収となりました。事業利益は4,164億円となり、前期に比べ大きく好転しました。個別開示項目として固定資産の減損損失等162億円を計上したこともあり、税引前利益は3,885億円、親会社の所有者に帰属する当期利益は2,880億円となりました。

(注) 事業利益：税引前利益から金融損益および個別開示項目を除いた利益であり、当社連結業績の代表的指標です。

セグメント利益：事業利益に金融損益を含めた、各セグメントの業績の評価指標です。

個別開示項目：金額に重要性のある一過性の性格を持つ項目です。



〈当社単体の業績〉

当社は、事業会社3社より計32億円を経営管理料として受け取りました。また事業会社3社より、受取配当金として計488億円を受領しました。その結果、当期の当社の営業利益は497億円、経常利益は497億円となりました。

剰余金の配当につきましては、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けており、配当性向 30%程度を方針としております。当期末の配当は、1株当たり 80 円で株主総会にお諮りすることといたしました。中間配当金 60 円と合わせ、年間では1株当たり 140 円としております。何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

(注) 当社の単体業績は日本基準を適用しております。

【対処すべき課題】

JFE グループを取り巻く事業環境は、半導体不足や新型コロナウイルス感染症の拡大によるサプライチェーン停滞の影響はあるものの、足元では、国内外の経済の持ち直しに伴い鋼材需要の回復や鋼材価格の改善が見られました。

しかしながら、主原料を含めた諸物価高騰の長期化や、緊迫するウクライナ情勢が世界経済へ与える不確実性とその影響等、予断を許さない状況が続くと考えられます。また、気候変動に対する危機感が全世界で加速度的に広がっており、鉄鋼事業を中心とする当社グループにとって、気候変動問題への取り組みが大きな経営課題となっています。

<第7次中期経営計画>

こうしたなか、JFE グループは、2021 年 5 月に第 7 次中期経営計画（2021～24 年度）を公表し、変革に向けて挑戦を続けています。社会の持続的発展と人々の安全で快適な生活のために「なくてはならない」存在を目指して、同年 5 月に公表した「JFE グループ環境経営ビジョン 2050」で示した気候変動問題への取り組みをはじめ、人材の活躍推進、地域社会への貢献やサプライチェーンの人権尊重等の社会課題解決により環境的・社会的持続性を確かなものとするとともに、国内鉄鋼事業における量から質への転換、DX 戦略の推進による競争力の向上および成長戦略の推進等により経済的持続性を確立し、強靱な経営基盤を確保いたします。

		第7次中期経営計画
グループ全体	連結事業利益	3, 200 億円
	親会社の所有者に帰属する当期利益	2, 200 億円
	ROE	10%
	Debt/EBITDA倍率	3倍程度
	D/Eレシオ	70%程度
事業会社	鉄鋼事業 ・トンあたり利益 ・セグメント利益	1万円/トン 2, 300 億円
	エンジニアリング事業 ・セグメント利益 ・売上収益	350 億円 6, 500 億円
	商社事業 ・セグメント利益	400 億円

(注) 1. D/Eレシオ：格付け評価上の資本性を持つ負債について、格付け機関の評価により資本に算入しております。

2. 鉄鋼事業のトンあたり利益：（連結セグメント利益÷単体出荷数量）

<各事業会社の取り組み>

◆ JFE スチール株式会社においては、人口の減少により国内の鉄鋼市場は縮小に向かう一方、海外では、汎用品の価格競争激化に加え、鉄鋼製品の地産地消の流れが強まることが想定されます。こうした状況に対し、徹底して「量」から「質」への転換を図るとともに、成長戦略を着実に推進してまいります。

同社では、年間単独粗鋼生産量 2,600 万トンを前提に、構造改革による固定費の削減や DX 推進等による大幅なコスト削減により、スリムで強靱な事業構造へと変革を進めます。さらには高付加価値品の比率を高めるなどプロダクトミックスの改善を図るとともに販売価格体系の抜本的な見直しを進め、収益力の拡大を目指してまいります。

また、インドの JSW スチール社と方向性電磁鋼板製造販売会社の共同設立について事業性検証を進めるなど、現地生産化による事業戦略の深化に加え、高付加価値品製造や環境負荷低減等に関する技術・操業・研究ノウハウを提供するソリューションビジネスも展開するなど成長戦略にも取り組んでまいります。これらの取り組みを完遂することにより、鋼材トンあたり利益 1 万円（セグメント利益 2,300 億円）を安定的に確保できる収益基盤を確立いたします。

◆ JFE エンジニアリング株式会社においては、『くらしの礎を「創る」「担う」「つなぐ」—Just For the Earth』というパーパスのもと、世界の人々の暮らしを支え、地球を守り次世代につなげることを使命として事業を推進してまいります。

同社では、第 7 次中期経営計画の達成に向けた取り組みを加速しております。具体的には、CO₂削減に向けて、再生可能エネルギー発電施設の EPC（設計・調達・建設）および運営事業の拡大に加え、新たに洋上風力発電におけるモノパイル等の着床式基礎構造物の製造・供給事業への参入を決定いたしました。また、DX 分野においても、新たに本部を立ち上げ、デジタル技術を活用した業務プロセス改革に加えて、既存ビジネスの高度化および新規ビジネスの創出を加速させてまいります。諸施策の推進にあたっては他社との協業も活用しながら、社会課題の解決に貢献する新たな価値の創造に挑戦してまいります。

◆ JFE 商事株式会社においては、高機能電磁鋼板の世界 No.1 グローバル流通加工体制の構築に向け、北米における EV モーター開発会社への出資をはじめ、需要を捕捉するための取り組みを国内外で着実に進めております。自動車向け鋼材については、中国・広州での加工センターの能力増強に加え、ニューコア・JFE スチール・メキシコ社に隣接する加工センターが操業を開始するなど、グループ連携によるサプライチェーン強化を加速しております。また、海外建材事業ではベトナムの鋼板製造メーカーへの追加出資を実施するなど、海外現地企業との協業による事業基盤強化にも取り組んでおります。さらに、国内においては、独立系加工センターも参加する共通の基幹システムの開発など、グループの垣根を越えたサプライチェーン強化を目指した取り組みを進めております。引き続き第 7 次中期経営計画の達成に向け、マーケットにおけるグループの存在感を高めるとともに、収益の拡大にも努めてまいります。

<グループ共通の取り組み>

JFE グループは、気候変動問題への取り組みを経営の最重要課題と位置付け、「JFE グループ環境経営ビジョン 2050」を策定しました。「パリ協定」に準拠した日本政府の目標達成を目指して、カーボンリサイクル高炉と CCU(Carbon Capture and Utilization)を組み合わせた技術や水素製鉄

(直接還元)を主軸とする超革新的な技術開発を複線的に進めてまいります。

また、鉄鋼事業においては、電気炉技術の活用や転炉におけるスクラップ利用拡大等のトランジション技術の開発・活用に加え、NEDO グリーンイノベーション基金事業が採択されたことから研究開発の更なる加速が見込まれること等をふまえ、2022年2月には2030年度のCO₂排出量削減目標を2013年度比で30%以上とし、目標を上方修正いたしました。当該目標は最低限達成すべき水準ととらえており、今後も技術の進展等をふまえ、水準の見直しを毎年検討してまいります。その上で、年に1回、決算発表等の場において、目標達成に向けた見直しおよび目標と設備投資計画の整合性についてご説明いたします。引き続き、鉄鋼事業におけるCO₂排出量削減の推進に加え、エンジニアリング事業における事業を通じた社会全体のCO₂削減への貢献拡大にも取り組んでまいります。

さらに、グループ全体で洋上風力発電の事業化を進めており、鉄鋼事業・エンジニアリング事業においてそれぞれ設備投資に着手いたしました。引き続き、気候変動問題への解決に向けた取り組みを強力に推進することで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

また、第7次中期経営計画ではDXを創立以来最大の変革の鍵となる重要な戦略として位置付けています。従来から取り組んできた業務改革や生産性向上等、内部最適化への取り組みに加え、DXを活用した外部(社外)への付加価値提供や新規ビジネス創出にチャレンジし、足元の急激かつ大幅な変化を成長機会へと転化する足掛かりとしてまいります。一方で、DXの拡大と進化に伴い、高度化・複雑化するサイバー攻撃や情報漏洩リスクへの対応の重要性がますます高まることから、セキュリティ対策にも同時に取り組んでまいります。

本中期経営計画におけるグループ全体でのDX投資を1,200億円程度(4ヵ年合計)と計画しておりますが、当期においては、うち3割程度を実行し、着実に進捗させております。引き続き、鉄鋼事業でのCPS(サイバー・フィジカル・システム)化の推進、エンジニアリング事業でのデジタル技術を活用した業務プロセス改革など各種施策をさらに推進してまいります。

中長期の成長に向けた攻めの経営には安定した財務基盤の確立が必要であり、そのためには十分な収益性を確保するための選択と集中に基づく効果的な投資の実行と財務健全性の確保を両立させることが重要です。当期末の有利子負債残高については、主原料価格等の上昇による運転資金増加の影響が大きく、前期に比べ433億円増加し、1兆8,494億円となりました。一方で、第7次中期経営計画の財務目標として掲げているDebt/EBITDA倍率は2.8倍、D/Eレシオは80.8%となり、前期に比べ大きく改善しました。引き続き、収益貢献の低い事業や資産の見直しによる徹底した資産圧縮に加えて、棚卸資産圧縮等によるCCC(Cash Conversion Cycle)の改善により必要資金の確保に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症は未だ収束せず、引き続き動向を注視する必要があります。それぞれの事業特性に応じた迅速かつ的確な対策を実施するとともに、従業員や関係者の感染防止への配慮を継続してまいります。加えて、持続的な成長のためには、従業員の安全・健康管理を強化し、多様な背景をもつ人材の能力・意欲を最大限に引き出すことが不可欠です。JFEグループは、引き続きダイバーシティ&インクルージョンや働き方改革の取り組みを高めてまいります。

また、サプライチェーンにおける人権尊重の取り組みを強化すべく、2021年より人権デューデリジェンスを開始いたしました。今後も人権が尊重・擁護される社会の実現に向けた取り組みを推進してまいります。

さらには、ウクライナ危機に伴い原材料価格の高騰が加速しており、先行きが不透明な状況の長期化が懸念されます。このような事業環境においても、グループの経営課題を着実に実行するため、当社は、株主利益に適うグループ経営および健全なコーポレートガバナンスの要としてその機能を充実させるとともに、効率的な運営を図ってまいります。JFE グループは、中長期的な持続的成長と企業価値の向上を目指して第7次中期経営計画で掲げた施策を完遂するとともに、不透明で急激な環境変化に迅速かつ的確に対応して困難な状況を乗り越えてまいります。

なお、JFE エンジニアリング株式会社が2017年6月および2020年6月に沖縄県竹富町と契約した海底送水管更新工事に関して、入札談合等関与行為防止法違反（官製談合防止法違反）容疑および公契約関係競売入札妨害容疑で、同社社員が起訴されました。このような事態に至りましたことは誠に遺憾であり、株主の皆様をはじめ関係者の方々には多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

JFE グループは、社会との信頼関係の基本である、コンプライアンスの徹底、環境課題への取り組み、安全の確立について、グループをあげて真摯な努力を継続し、企業としての持続的成長を図り、株主の皆様をはじめすべてのステークホルダーにとっての企業価値最大化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、JFE グループに対し、なお一層のご理解を頂くとともに、ご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

（２）生産、受注および販売の状況

当期における当社および連結子会社等（共同支配事業を含む）の生産、受注および販売の状況につきましては、以下のとおりであります。なお、販売の状況に含まれる共同支配事業の売上収益は、当社グループの持分に相当する金額であります。

① 生産の状況

（単位：千t）

区分	第19期 (2020年度)	第20期(当期) (2021年度)	増減(比率)
鉄鋼事業(粗鋼生産量)	23,965	27,262	+13.8%

②受注の状況

（単位：百万円）

区分	第19期 (2020年度)	第20期(当期) (2021年度)	増減(比率)
エンジニアリング事業	501,110	505,848	+0.9%

③販売の状況

(単位：百万円)

区分	第19期 (2020年度)	第20期(当期) (2021年度)	増減(比率)
鉄鋼事業	2,255,216	3,173,475	+40.7%
エンジニアリング事業	485,750	508,215	+4.6%
商社事業	932,510	1,231,763	+32.1%
調整額	△446,192	△548,309	—
合計	3,227,285	4,365,145	+35.3%

(3) 設備投資の状況

当期における当社および連結子会社等（共同支配事業を含む）の設備投資総額は、3,409億円であり、主なものは以下のとおりであります。なお、上記金額に含まれる共同支配事業の設備投資金額は、当社グループの持分に相当する金額であります。

① 当期に完成した主要設備

鉄鋼事業

J F E スチール株式会社

西日本製鉄所（倉敷地区）	連続鋳造機建設工事
西日本製鉄所（倉敷地区）	第4高炉改修工事
西日本製鉄所（倉敷地区）	製鋼能力増強工事
西日本製鉄所（福山地区）	第3コークス炉A B 団更新工事

② 当期継続中の主要設備

鉄鋼事業

J F E スチール株式会社

東日本製鉄所（千葉地区）	第6高炉改修工事
西日本製鉄所（倉敷地区）	電磁鋼板製造設備増強工事
西日本製鉄所（倉敷地区）	高炉送風ボイラーリフレッシュSTEP 1
西日本製鉄所（倉敷地区）	製鉄所システムリフレッシュ（倉敷）
西日本製鉄所（倉敷地区）	洋上風力向け大単重厚板製造能力増強工事
全社	製鉄所システムリフレッシュ（第2期）

エンジニアリング事業

J F E エンジニアリング株式会社

洋上風力モノパイル式基礎製造工場建設工事

(4) 資金調達の状況

当社および連結子会社等（共同支配事業を含む）は、グループの所要資金として長期借入金ならびに劣後特約付社債の発行により計1,574億円を調達いたしました。なお、上記金額に含まれる共同支配事業の金額は、当社グループの持分に相当する金額であります。

(5) 財産および損益の状況

①当社連結の財産および損益の状況

【国際財務報告基準(IFRS)】

区分	第17期 (2018年度)	第18期 (2019年度)	第19期 (2020年度)	第20期(当期) (2021年度)
売上収益(百万円)	3,873,662	3,729,717	3,227,285	4,365,145
事業利益(百万円)	232,070	37,899	△12,911	416,466
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	163,509	△197,744	△21,868	288,058
基本的1株当たり当期利益	283円81銭	△343円39銭	△37円98銭	500円28銭
資本合計(百万円)	1,991,759	1,706,552	1,760,154	2,070,739
資産合計(百万円)	4,709,201	4,646,120	4,654,972	5,287,909

-

②当社単体の財産および損益の状況

【日本基準】

区分	第17期 (2018年度)	第18期 (2019年度)	第19期 (2020年度)	第20期(当期) (2021年度)
営業収益(百万円)	116,518	61,228	21,918	62,219
営業利益(百万円)	104,233	48,548	9,334	49,716
経常利益(百万円)	104,233	48,548	9,334	49,716
当期純利益(百万円)	104,128	25,866	9,182	49,438
1株当たり当期純利益	180円69銭	44円91銭	15円94銭	85円84銭
純資産(百万円)	1,028,332	1,014,114	1,023,456	1,032,718
総資産(百万円)	2,479,150	2,676,515	2,745,823	2,767,173

(6) 主要な事業内容(2022年3月31日現在)

① 当社

鉄鋼事業、エンジニアリング事業、商社事業をはじめとする事業会社等の株式を所有することによる当該会社の支配・管理

② 鉄鋼事業〔JFEスチール株式会社およびその関係会社〕

各種鉄鋼製品、鋼材加工製品、原材料等の製造・販売、ならびに運輸業および設備保全・工事等の周辺事業

(主要製品) 鉄鋼製品・半製品(熱延薄鋼板、冷延薄鋼板、表面処理鋼板、厚鋼板、形鋼、H形鋼、鋼矢板、レール、継目無鋼管、鍛接鋼管、電縫鋼管、角型鋼管、電弧溶接鋼管、電磁鋼板、ステンレス鋼板、棒鋼、線材、鉄粉、スラブ)、チタン製品、鋼材加工製品、化学製品、素形材製品、各種容器類、鋳業・鋳産品、鉄鋼スラグ製品、機能素材、合金鉄、各種耐火物、築炉工事、各種運送事業・倉庫業、土木建築工事、設備管理・建設工事、電気工事、電気通信工事、火力発電、ガス、建設仮設材、不動産、保険代理業、各種サービス業、各種コンピュータシステム、材料分析・解析、環境調査、技術情報調査、知的財産支援等

③ エンジニアリング事業〔JFEエンジニアリング株式会社およびその関係会社〕

エネルギー、都市環境、鋼構造、産業機械等に関するエンジニアリング事業、リサイクル事業および電力小売事業

(主要製品) ガス・石油・水道パイプライン、LNG・LPG等各種タンク、太陽光・地熱・バイオマス等再生可能エネルギー発電設備、都市ごみ焼却炉、水処理システム、使用済みプラスチック等のリサイクルサービス、橋梁・港湾構造物、物流流通システム・エンジン・シールド掘進機・バラスト水処理システム等の産業機械、製鉄・製鋼・ミニミル関連設備、EV(電気自動車)急速充電器、農業生産設備等

④ 商社事業〔JFE商事株式会社およびその関係会社〕

鉄鋼製品、製鉄原材料、非鉄金属製品、食品等の仕入、加工および販売

(主要取扱製品等) 鉄鋼製品(厚鋼板、縞板、熱延薄鋼板、冷延薄鋼板、電磁鋼板、表面処理鋼板、亜鉛鋼板、ブリキ、鋼管、特殊鋼管、棒鋼、H形鋼、軽量形鋼、一般形鋼、コラム、線材、ステンレス鋼、特殊鋼、スラブ)、溶材、鉄粉、鋼材加工製品、製鉄原材料・資機材、非鉄金属製品、金属スクラップ、高炉スラグ、化学製品、石油製品、紙製品、船舶、バイオマス燃料、土木建築工事、テールアルメ工法、缶詰製品、農畜産物、水産物、半導体製品、不動産等

(7) 主要な営業所・工場および海外事務所等の状況 (2022年3月31日現在)

① 当社

本社	本社 (東京都千代田区)
----	--------------

② 鉄鋼事業 (JFEスチール株式会社)

本社	本社 (東京都千代田区)
支社等	大阪支社、名古屋支社、北海道支社 (札幌市)、東北支社 (仙台市)、新潟支社、北陸支社 (富山市)、中国支社 (広島市)、四国支社 (高松市)、九州支社 (福岡市)、千葉営業所、神奈川営業所 (横浜市)、静岡営業所、岡山営業所、沖縄営業所 (那覇市)
工場	仙台製造所、東日本製鉄所 (千葉市・川崎市)、西日本製鉄所 (倉敷市・福山市)、知多製造所 (半田市)
研究所	スチール研究所 (千葉市・川崎市・半田市・倉敷市・福山市)
海外事務所等	ヒューストン、メキシコ、ブリスベン、ブラジル、ドバイ、ニューデリー、ムンバイ、シンガポール、バンコック、ベトナム、ジャカルタ、マニラ、ソウル、北京、上海、広州

③ エンジニアリング事業 (JFEエンジニアリング株式会社)

本社	本社 (東京都千代田区)、横浜本社
支社等	北海道支店 (札幌市)、道東営業所 (釧路市)、苫小牧営業所、東北支店 (仙台市)、福島復興再生支店、東京支店 (東京都千代田区)、横浜支店、川崎支店、新潟支店、富山支店、静岡支店、名古屋支店、三重営業所 (津市)、大阪支店、奈良営業所 (香芝市)、和歌山営業所、神戸営業所、四国営業所 (高松市)、倉敷営業所、中国支店 (広島市)、福山営業所、山口営業所 (防府市)、九州支店 (福岡市)、熊本営業所、南九州営業所 (鹿児島市)、沖縄支店 (那覇市)
工場	鶴見製作所 (横浜市)、津製作所
研究所	総合研究所 (横浜市)
海外事務所等	北京、上海、フィリピン、ハノイ、ホーチミン、バンコック、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ヤンゴン、バングラデシュ、インド、ドイツ、アメリカ

④ 商社事業 (JFE商事株式会社)

本社	本社 (東京都千代田区)
支社等	大阪支社、名古屋支社、北海道支店 (札幌市)、東北支店 (仙台市)、新潟支店、静岡支店、北陸支店 (富山市)、岡山支店、広島支店、四国支店 (高松市)、九州支店 (福岡市)、千葉南営業所 (千葉市)、京浜営業所 (川崎市)、浜松営業所、知多営業所 (半田市)、岡山営業所 (倉敷市)、倉敷営業所、福山営業所、鹿児島営業所、那覇営業所
海外事務所等	台北、シンガポール、デュッセルドルフ、ドバイ、高雄、イスタンブール、アメリカ、ブラジル、香港、オーストラリア、韓国、北京、上海、広州、タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、インド、ベトナム

(注) 海外事務所等には、現地法人も含めて記載しております。

なお、その他主要な関係会社の本店所在地につきまして、後記(9)重要な子会社等の状況(12頁~14頁)に記載いたしております。

(8) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

当社、各事業会社および連結子会社の従業員の状況は、以下のとおりであります。

① 当社および連結子会社の従業員数

	従業員数 (名)
当社	51
鉄鋼事業 (JFE スチール株式会社およびその連結子会社)	45,000
エンジニアリング事業 (JFE エンジニアリング株式会社およびその連結子会社)	11,205
商社事業 (JFE 商事株式会社およびその連結子会社)	8,040
合計	64,296

② 当社および各事業会社 (JFE スチール株式会社、JFE エンジニアリング株式会社、JFE 商事株式会社) の従業員の状況

	従業員数 (名)	(前期末比)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
当社	51	(1名減)	46.0	22.0
JFE スチール株式会社	15,600	(489名減)	38.5	16.1
JFE エンジニアリング株式会社	3,875	(9名増)	44.5	14.9
JFE 商事株式会社	1,016	(13名増)	40.9	14.9

(注) 当社の平均勤続年数の算定にあたり、各事業会社からの出向者については、それぞれの会社での勤続年数を通算いたしております。

(9) 重要な子会社等の状況 (2022年3月31日現在)

①重要な子会社の状況

(※印は子会社保有の株式を含んでおります。)

名 称	本 店 所在地	事 業 の 内 容	資 本 金 (百万円)	議 決 権 比 率 (%)
【 鉄 鋼 事 業 】				
J F E スチール株式会社	東京都 千代田区	鉄鋼製品の製造・販売	239,644	100.0
J F E 条鋼株式会社	東京都 港区	形鋼、鉄筋棒鋼製品の製造・販売	30,000	※100.0
J F E ケミカル株式会社	東京都 台東区	化学製品の製造・販売	6,000	※100.0
J F E 建材株式会社	東京都 港区	鉄鋼二次製品の製造・加工・販売	5,000	※97.4
J F E 鋼板株式会社	東京都 品川区	鉄鋼二次製品の製造・加工・販売	5,000	※100.0
ジェコス株式会社	東京都 中央区	建設仮設材の賃貸・販売	4,397	※62.0
J F E 物流株式会社	東京都 千代田区	各種運送事業、倉庫業	4,000	※89.2
J F E コンテナ 株式会社	東京都 千代田区	各種容器類の製造・販売	2,365	※59.6
J F E シビル株式会社	東京都 台東区	土木建築工事の請負	2,300	※100.0
J F E ミネラル株式会社	東京都 港区	鋳業・鋳製品の製造・加工・販売、鉄鋼 スラグ製品・機能素材の製造・販売	2,000	※100.0
J F E ライフ株式会社	東京都 台東区	不動産業、保険代理業、各種サービス業	2,000	※100.0
J F E プラントエンジ 株式会社	東京都 台東区	機械装置の製造・販売、電気工事、電気 通信工事、設備管理・建設工事の請負	1,700	※100.0
J F E システムズ株式会社	東京都 港区	各種コンピュータシステムの開発・販 売	1,390	※67.7
水島合金鉄株式会社	岡山県 倉敷市	合金鉄の製造・販売	1,257	※100.0
J F E 継手株式会社	大阪府 岸和田市	鋼管継手の製造・販売	958	※86.6
J F E 鋼材株式会社	東京都 中央区	鋼板剪断、溶断加工、鋼材販売	488	※100.0
J F E 溶接鋼管株式会社	東京都 中央区	電縫鋼管の製造・販売	450	※100.0
JFE スチール・オーストラリア・リソース・プロ プライター・リミテッド	オーストラリア ブリスベン	オーストラリアにおける炭鋳・鉄鋳石鋳山事業 への投資	百万豪ドル 460	※100.0
フィリピン・シスター・コーポレーション	フィリピン マニラ	焼結鋳の製造・販売	百万フィリピンペソ 1,957	※100.0
JFE スチール・カルハナインダ（タイラ ン）・リミテッド	タイ ラヨン	溶融亜鉛鍍金製品の製造・販売	百万タイバーツ 4,362	※100.0

名 称	本 店 所在地	事 業 の 内 容	資 本 金 (百万円)	議 決 権 比率 (%)
【エンジニアリング事業】				
J F Eエンジニアリング株式会社	東京都千代田区	エンジニアリング事業	10,000	100.0
J & T環境株式会社	横浜市	総合リサイクル事業	650	※64.0
【 商 社 事 業 】				
J F E商事株式会社	東京都千代田区	鉄鋼製品、製鉄原材料、非鉄金属製品、化学製品・石油製品、資機材等の国内取引および輸出入取引	14,539	100.0
J F E商事鉄鋼建材株式会社	東京都千代田区	建材製品、土木・建築用資材の販売および金属加工業、土木・建築工事および各種工事	1,500	※100.0
J F E商事鋼管管材株式会社	東京都千代田区	鋼管・管材製品の販売	500	※100.0
J F E商事(タイランド)・リミテッド	タイバンコック	鉄鋼製品、製鉄原材料、資機材等の輸出入取引および国内取引	百万タイバツ 20	※100.0
J F E商事・アメリカ・ホールディングス・インク	米国ロサンゼルス	米州地域の子会社の経営管理等	百万米ドル 0	※100.0
J F E商事・アメリカ・LLC	米国ロサンゼルス	鉄鋼製品、製鉄原材料等の輸出入取引および国内取引	—	※100.0
ケリー・パイプ・カンパニー・LLC	米国サンタフェスプリングス	鋼管の販売	—	※100.0

- ・ J F E ミネラル株式会社、水島合金鉄株式会社および J F E マテリアル株式会社の 3 社は、2022 年 4 月 1 日に J F E ミネラル株式会社を存続会社として合併いたしました。
- ・ J F E コンテナ株式会社は、2022 年 8 月 1 日に株式交換により J F E スチール株式会社の完全子会社となる予定であります。
- ・ 当期における連結子会社は、上記各社を含め 330 社であります。

②重要な関連会社の状況

(※印は子会社保有の株式を含んでおります。)

名 称	本 店 所在地	事 業 の 内 容	資 本 金 (百万円)	議 決 権 比率 (%)
【 鉄 鋼 事 業 】				
日伯ニオブ株式会社	東京都千代田区	ブラジルにおけるニオブ鉱山事業への投資	37,272	※25.0
瀬戸内共同火力株式会社	広島県福山市	火力発電事業	5,000	※50.0
品川リフラクトリーズ株式会社	東京都千代田区	各種耐火物の製造・販売、築炉工事の請負	3,300	※34.1
日本鑄造株式会社	川崎市	鑄鋼品等の製造・販売	2,627	※34.0
日本鑄鉄管株式会社	埼玉県久喜市	鑄鉄管等の製造・販売	1,855	※30.0
エヌケーケーシームレス鋼管株式会社	川崎市	シームレスパイプの製造・販売	1,595	※49.0

名 称	本 店 所在地	事 業 の 内 容	資 本 金 (百万円)	議 決 権 比 率 (%)
株式会社エクサ	横浜市	各種コンピュータシステムの開発・販売	1,250	※49.0
株式会社 J F E サンソセンター	広島県 福山市	酸素ガス、窒素ガス、アルゴンガス等の製造・販売	90	※40.0
広州 J F E 鋼板有限公司	中国 広州	冷延および溶融亜鉛鍍金製品の製造・販売	百万人民元 3,191	※50.0
ニューコア・J F E スチール・メキシコ・S. DE R. L. DE C. V.	メキシコ シラオ	溶融亜鉛鍍金鋼板の製造・販売	百万米ドル 361	※50.0
宝武傑富意特殊鋼有限公司	中国 韶関	特殊鋼棒鋼の製造・販売	百万人民元 1,372	※50.0
タイ・コールド・ロール・スチール・シート・パブリック・カンパニー・リミテッド	タイ バンコック	冷延鋼板の製造・販売	百万タイバツ 4,816	※36.0
カリフォルニア・スチール・インダストリーズ・インク	米国 フォンタナ	鉄鋼製品の製造・販売	百万米ドル 40	※49.0
J S W スチール・リミテッド	インド ムンバイ	鉄鋼製品の製造・販売	千万インドルピー 301	※15.0
【エンジニアリング事業】				
スチールプラントック株式会社	横浜市	製鉄機械等の設計・製作・据付	1,995	※34.0
【 商 社 事 業 】				
阪和工材株式会社	大阪市	ステンレス製品の加工・販売	1,076	※47.9
【その他の事業】				
ジャパン マリンユナイテッド株式会社	横浜市	船舶・艦艇・海洋構造物等の設計、製造、販売、据付、修繕、保守、保全	57,500	35.0

- ・エヌケーケーシームレス鋼管株式会社は、2022年12月末を目途に解散することを決定しております。
- ・当期における持分法適用会社等（共同支配事業を含む）は、上記各社を含め79社であります。

③ 特定完全子会社に関する事項

名称	住所	帳簿価額の合計額 (百万円)	当社の総資産額 (百万円)
J F E スチール 株式会社	東京都千代田区内幸町 二丁目2番3号	721,736	2,767,173

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

当社および連結子会社の主要な借入先は以下のとおりであります。

借入先	借入残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	258,675
株式会社三井住友銀行	141,292
株式会社三菱UFJ銀行	120,667
株式会社日本政策投資銀行	114,126

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

(1) 株式数

発行可能株式総数	2,298,000,000株
発行済株式の総数	614,438,399株
	(うち自己株式数 37,955,386株)

(2) 株主総数

283,027名

(3) 大株主

株主名	所有株式数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	84,171	14.6
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	31,841	5.5
日本生命保険相互会社	17,697	3.1
第一生命保険株式会社	13,127	2.3
株式会社みずほ銀行	12,138	2.1
JFE従業員持株会	10,775	1.9
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	9,356	1.6
JFE取引先持株会	8,642	1.5
JPモルガン証券株式会社	7,831	1.4
東京海上日動火災保険株式会社	7,435	1.3

(注) 上記のほか、当社は自己株式 37,955,386 株を保有いたしており、持株比率の算定においては自己株式を除いて算出いたしております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	柿木厚司	公益財団法人 J F E 21 世紀財団理事長
代表取締役	北野嘉久	J F E スチール株式会社代表取締役社長
代表取締役	寺畑雅史	J F E スチール株式会社取締役
取締役	大下 元	公益財団法人 J F E 21 世紀財団専務理事
取締役	小林俊文	J F E エンジニアリング株式会社代表取締役社長
取締役	山本正巳	J F E 商事株式会社代表取締役社長
取締役	家守伸正	富士通株式会社取締役シニアアドバイザー 株式会社みずほフィナンシャルグループ社外取締役
取締役	安藤よし子	住友金属鉱山株式会社社名誉顧問 長瀬産業株式会社社外取締役 住友不動産株式会社社外取締役
監査役 (常勤)	原 伸哉	キリンホールディングス株式会社社外監査役
監査役 (常勤)	馬場久美子	三精テクノロジーズ株式会社社外取締役 J F E スチール株式会社監査役
監査役	大八木成男	J F E エンジニアリング株式会社監査役 J F E 商事株式会社監査役 帝人株式会社相談役 K D D I 株式会社社外取締役
監査役	佐長 功	株式会社三菱 U F J 銀行社外取締役 東京電力ホールディングス株式会社社外取締役
監査役	沼上 幹	アサヒグループホールディングス株式会社社外監査役 阿部・井窪・片山法律事務所パートナー弁護士 一橋大学大学院経営管理研究科教授

- (注) 1. 取締役家守伸正氏は、2021年6月25日付で、住友金属鉱山株式会社相談役を退任し、名誉顧問となりました。
2. 取締役山本正巳、家守伸正および安藤よし子の3氏は、社外取締役であります。
3. 当期中に退任した取締役は次のとおりであります。

退任時の地位	氏名	退任年月日
取締役	織田直祐	2021年6月25日

4. 監査役馬場久美子氏は、2022年4月1日付で、J F E エンジニアリング株式会社監査役および J F E 商事株式会社監査役を退任いたしました。
5. 監査役大八木成男氏は、2022年3月25日付で、アサヒグループホールディングス株式会社社外監査役に就任いたしました。
6. 監査役原伸哉氏は、J F E スチール株式会社における経営企画、経理・財務関連の業務および当社における経理関連の業務を通じて財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査役馬場久美子氏は、J F E エンジニアリング株式会社における海外事業の統括、経理・財務関連の業務に加え、同社の執行役員としての任務の経験を通じて財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査役沼上幹氏は、経営戦略をはじめ企業経営全般について幅広く研究しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

7. 監査役大八木成男、佐長功および沼上幹の3氏は、社外監査役であります。
8. 取締役山本正己、家守伸正および安藤よし子、監査役大八木成男、佐長功および沼上幹の6氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件および当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしております。また、当社は、6氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
9. 2022年3月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。

地位	氏名	分担
社長	柿木 厚司	CEO（最高経営責任者）
副社長	寺畑 雅史	CFO（最高財務責任者） 総務部、企画部、IR部、財務部および京浜臨海土地活用検討班の統括
専務	田中 利弘	IR部および財務部の担当
常務	岩山 眞士	京浜臨海土地活用検討班の担当
常務	北島 誠也	総務部および企画部の担当

10. 2022年4月1日付で執行役員の地位および分担が次のとおり変更となりました。

地位	氏名	分担
社長	柿木 厚司	CEO（最高経営責任者）
副社長	寺畑 雅史	CFO（最高財務責任者） 総務部、企画部、IR部、財務部および京浜臨海土地活用検討班の統括
専務	田中 利弘	IR部および財務部の担当
専務	岩山 眞士	京浜臨海土地活用検討班の担当
常務	北島 誠也	総務部および企画部の担当

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、すべての社外取締役およびすべての監査役と会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

（3）補償契約の内容の概要

当社は、前記（1）取締役および監査役の氏名等（16頁）に記載のすべての取締役および監査役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

ただし、各役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合や、当社が各役員に対してその責任を追及する場合（当該役員が勝訴が確定した場合を除く）にはその争訟費用の補償を行わないこと等を定めることにより、役員が職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

（4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社およびJFEスチール株式会社の取締役、監査役および執行役員等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結してお

り、当期中に行った契約更新において、被保険者の範囲にJFE商事株式会社の取締役、監査役および執行役員等を追加しております。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、被保険者が法令違反であることを認識しながら行った行為による損害は填補対象外とするなどの一定の免責事由を設定し、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。保険料は全額会社負担とし、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

（５）取締役および監査役の報酬等

①当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の数
		基本報酬	賞与	株式報酬		
				業績連動 部分	在任期間 部分	
取締役	399,977	252,365	89,540	44,408	13,664	9名
監査役	121,583	121,583	-	-	-	5名

(注) 1.上記には、当事業年度中に退任した取締役1名を含んでおります。

2.報酬等の額のうち、社外役員6名の報酬等の合計額は91,847千円であり、そのすべてが基本報酬であります。

3.取締役に対する業績連動報酬等として、賞与と株式報酬の業績連動部分を設けており、当事業年度に係る業績連動報酬の総額は133,948千円です。

4.上記の株式報酬は、取締役のみを対象としており、全額が非金銭報酬等であります。当事業年度に係る株式報酬として費用計上を行う非金銭報酬等の総額は58,072千円です。

②役員報酬制度に関する基本的な考え方

当社は、報酬委員会による審議および答申をふまえ、2018年4月26日開催の取締役会において決議した「当社取締役および執行役員報酬に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）、およびこれに基づき2021年2月9日開催の取締役会において決議した「当社取締役および執行役員個人別報酬の決定方針」（以下、「決定方針」という。）に従い、役員報酬制度を設計・運用しております。

取締役の個人別の報酬等の内容については、報酬委員会が基本方針等との整合性を含む多角的な検討のうえ取締役会に答申し、取締役会はその答申を尊重し決定しております。このことから、取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容は基本方針および決定方針に沿うものであると判断しております。

当社が制定した基本方針および決定方針の概要は以下のとおりです。

<基本方針>

- ・ 取締役および執行役員報酬制度については、「公正性」「客観性」「透明性」を担保すべく、報酬委員会で妥当性を審議した上で取締役会において決定するものとします。
- ・ 取締役および執行役員報酬は、当社グループの経営環境や同業ないし同規模他社の報酬水準

を踏まえつつ、当社グループの企業理念を实践する優秀な人材を確保できる水準とします。

- ・ 当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブとなるよう、各取締役および執行役員の役割、責務等に応じて基本報酬と業績に連動する報酬（年次賞与、株式報酬）の割合を適切に設定します。

<決定方針の概要>

- ・ 取締役および執行役員の報酬は、基本方針および決定方針に従い、報酬委員会の答申をふまえ、取締役会の決議により決定する。
- ・ 当社の取締役および執行役員に対する報酬は、基本報酬と業績連動報酬（年次賞与および株式報酬）から構成される。
- ・ 基本報酬は、役位等に応じて毎月、定額を金銭で支給する。
- ・ 年次賞与は、単年度の会社業績に連動させ、年1回、金銭で支給する。
- ・ 株式報酬は、退任時に信託を通じて当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）を給付する。
- ・ 種類別の報酬割合は、上位の役職ほど業績連動報酬のウエイトが高まる構成とし、社長については業績目標を達成した場合の比率を「基本報酬：年次賞与：株式報酬＝6：2：2」とする。

なお、2022年3月28日開催の取締役会の決議により、決定方針を一部改定いたしました。年次賞与の算定において業績連動指標としている単年度の会社業績について、2022年度以降は、従来の財務指標に加え非財務指標も用いることといたします。

非財務指標を用いた役員報酬については、最終的に環境・社会等に関する複数の指標を組み合わせる設計を予定しておりますが、2022年度は、まず従業員の安全に関する指標（当社および事業会社がKPIとして定める、死亡災害ゼロおよび休業災害度数率）を年次賞与に導入いたします。また、経営の最重要課題と位置付ける気候変動に関する指標につきましては、第7次中期経営計画期間中に役員報酬制度に導入いたします。その他の指標につきましても、役員報酬制度への導入に向けた検討を継続してまいります。

③基本報酬および年次賞与について

当社は、2018年6月21日開催の第16回定時株主総会の決議により、取締役の報酬限度額を年額7億円以内（うち社外取締役分は年額8,000万円以内）とし、基本報酬に加えて年次賞与についても当該報酬限度額の範囲内で支給することとしております。なお、当該決議に係る取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）です。

年次賞与は、単年度のセグメント利益の合計額を業績連動指標としており、当該指標の達成度に役位ごとの一定の係数を乗じて額を算定いたします。

当社は、第7次中期経営計画において、セグメント利益の合計額3,100億円/年を収益目標としており、その達成に向けて各施策を着実に実行していくことが重要と考え、当該指標を選定いたしました。

当事業年度のセグメント利益の合計額につきましては、連結計算書類の（ご参考）セグメント情報に記載いたしております。

④株式報酬について

当社は、取締役の中長期的な企業価値の向上に対するインセンティブをより高めるため、2018年

6月21日開催の第16回定時株主総会の決議により株式報酬制度を導入し、2021年6月25日開催の第19回定時株主総会の決議によりその内容を一部改定いたしました。

本制度においては、当社が定める役員株式給付規程に従い、取締役に対して、事業年度ごとに、業績連動部分および在任期間部分としてポイントが付与されます。業績連動部分については、役位毎に定める基準ポイントに、親会社の所有者に帰属する当期利益に関する調整率を乗じて算定いたします。在任期間部分については、役位毎に定める基準ポイントに、当該役位の在任期間に応じた調整率を乗じて算定いたします。取締役退任時に、累積したポイント数に退任事由別に設定された所定の係数を乗じて得たポイント数を、1ポイントあたり当社普通株式1株に換算して当社株式等を給付いたします。

取締役に給付する当社株式は、当社が拠出する金銭を原資に信託を通じて取得されます。第19回定時株主総会決議により、中期経営計画の対象となる期間（以下、「当該対象期間」という。）について、当社取締役分として、信託に拠出する金銭の上限は1事業年度あたり2億円に当該対象期間に係る事業年度の数に乗じた額とし、信託が取得する当社株式数の上限は1事業年度当たり22万株に当該対象期間に係る事業年度の数に乗じた数としております。なお、当該決議に係る取締役の員数は2名です。

当社は、第7次中期経営計画期末において、株主還元と直結する、親会社の所有者に帰属する当期利益2,200億円/年を収益目標として掲げており、その達成に向けて各施策を着実に実行していくことが重要と考え、株式報酬のうち、業績連動部分の数の算定の基礎としてこの業績指標を選定いたしました。

当事業年度を含む親会社の所有者に帰属する当期利益の推移につきましては、前記1（5）財産および損益の状況（8頁）に記載いたしております。

なお、当該事業年度においては、当社取締役に対する当社株式等の給付は行っておりません。

また、取締役を解任された場合および一定の非違行為があった場合には、取締役会の決議により、当該取締役の給付を受ける権利を失効させることができることとしております。すでに給付を受けた者についても一定の非違行為があった場合には、取締役会の決議により、すでに給付した当社株式等に相当する経済価値の返還を請求することができることとしております。

⑤監査役に関する報酬の方針

監査役に関しては、決定方針において、独立した客観的な立場から経営の監査を行う役割に鑑み、基本報酬のみを支給し、その個人別の額は、株主総会で定めた報酬限度額の範囲内において監査役の協議によって定める旨を規定しております。監査役の報酬限度額は、2018年6月21日開催の第16回定時株主総会の決議により、年額2億円以内としており、当該決議に係る監査役の員数は5名です。

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

各社外役員の重要な兼職先は16頁に記載のとおりであります。
なお、各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における活動状況

・取締役 山本正巳

取締役会15回のすべてに出席し、ICTに関する豊富な知識やグローバル経営の推進などに関する幅広い見識に基づき、適宜発言しております。

・取締役 家守伸正

取締役会15回のすべてに出席し、幅広い事業と企業経営の豊富な経験および金属材料についての深い学識に基づき、適宜発言しております。

・取締役 安藤よし子

取締役会15回のすべてに出席し、行政官としての豊富な経験および雇用・労働分野における高度な専門知識に基づき、適宜発言しております。

・監査役 大八木成男

取締役会15回のすべてと、監査役会20回のすべてに出席し、多岐にわたる事業とグローバル企業経営の豊富な経験およびコーポレートガバナンスの強化に取り組まれた経験に基づき、適宜発言しております。

・監査役 佐長 功

取締役会15回のすべてと、監査役会20回のすべてに出席し、弁護士として企業法務等に関する豊富な経験および高い見識から、適宜発言しております。

・監査役 沼上 幹

取締役会15回のすべてと、監査役会20回のすべてに出席し、企業の経営戦略や組織のあり方についての深い学識や大学経営に参画された経験に基づき、適宜発言しております。

③社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役山本正巳、家守伸正、安藤よし子の3氏については、取締役会において社外取締役としての独立した立場から会社経営に関して適宜発言しておりますが、特に当期は、第7次中期経営計画の策定やカーボンニュートラルに向けた取り組みについての議論に際し、自らの知見に基づき多くの意見を述べました。加えて、指名委員会・報酬委員会の委員としても適宜発言するなど、当社が期待するガバナンス強化の役割を十分に果たしております。

なお、指名委員会および報酬委員会の活動状況や構成につきまして、後記コーポレートガバナンスに対する取り組み(28頁～31頁)に記載いたしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額
18,972 千円
- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
554,681 千円
- ③ ②のうち、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額
552,737 千円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載いたしております。
3. 監査役会は、前期の監査実績の相当性、当期の監査計画の内容および報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等に同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、連結子会社の会計に関する助言業務等について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会が検討のうえ、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。また、上記に準じる場合、その他必要があると監査役会が判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的といたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決議の内容

当社は、上記体制につき、会社法第 362 条および会社法施行規則第 100 条に基づき取締役会において以下の「内部統制体制構築の基本方針」を決議しております。

内部統制体制構築の基本方針

当社は、「JFEグループは、常に世界最高の技術をもって社会に貢献します。」との企業理念の実現と持続性の高い企業体質の確立をめざして、法令および定款を遵守し企業価値の最大化を図るため、以下のとおり内部統制体制を構築する。また、本基本方針およびそれにしたがって構築された内部統制体制については、継続的な見直し、改善に努める。

1. 当社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 取締役、執行役員および使用人の職務権限を組織権限・業務規程等により明確にし、それらに則って職務を執行する。
- (イ) コンプライアンス委員会を設置し、倫理法令遵守に関する基本方針および重要事項の審議・決定を行い、施策の実施状況を監督する。
- (ウ) 倫理法令遵守に関する重要な情報が現場から経営トップに直接伝わる制度（企業倫理ホットライン）を整備し、適切に運用する。
- (エ) 内部監査部署が法令および定款の遵守状況について監査する。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (ア) 取締役会、グループ経営戦略会議、経営会議における審議の充実を図るとともに、必要に応じ適切な会議体において審議をつくり決定する。
- (イ) 内部監査部署が業務の有効性・効率性について監査する。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (ア) 取締役会における決議事項および報告事項に関する情報については、法令にしたがい取締役会議事録を作成し、適切に保存・管理する。
- (イ) グループ経営戦略会議、経営会議等、経営の重要事項を審議する会議体に関する情報については、適切に記録、保存・管理する。
- (ウ) 決裁書等、職務の執行に係る重要な文書等については、適切に作成、保存・管理する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア) 事業活動、倫理法令遵守、サステナビリティ、財務報告・情報開示等に関するリスク管理については、担当執行役員等がリスクの認識に努め、必要に応じて、CEOが議長を務めるJFEグループCSR会議において確認・評価し、その対処方針を審議・決定する。取締役会は、リスク管理に係る重要事項について審議・決定し、または報告を受ける。
- (イ) 大規模地震等の災害やパンデミック等については、JFEグループCSR会議において、予め対応プロセスを定め、発生時には損失等を最小限にとどめるため、対処方針を直ちに審議・決定する。
- (ウ) 経営の重要事項については、取締役会規則等により決定手続を定め、審議・決定する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (ア) JFEグループに属する会社は、会社の規模、事業の性質、機関の設計、その他会社の個性および特質を踏まえ、必要に応じ本基本方針に定める事項について体制を整備する。
- (イ) 当社は、グループ経営に関する重要事項ならびに事業会社（当社がその株式を直接保有する重要な事業子会社）および事業会社傘下のグループ会社の重要事項（損失の危険の管理に関する事項を含む。）について、取締役会規則等により決定手続等を定め、適切な会議体等において審議・決定し、または報告を受ける。事業会社は、自社および傘下のグループ会社の重要事項について、取締役会規則等により決定手続等を定め、適切な会議体等において審議・決定し、または報告を受ける。
- (ウ) 当社は、JFEグループCSR会議においてグループ共通のリスク管理に関する基本方針および重要事項を審議・決定し、グループのリスク管理について確認・評価するとともに、施策の実施状況を監督する。当社の取締役会は、グループのリスク管理に係る重要事項について審議・決定し、または報告を受ける。
- (エ) 当社は、JFEグループコンプライアンス委員会を設置し、グループの倫理法令遵守に関する基本方針および重要事項の審議・決定を行い、施策の実施状況を監督するとともに、事業会社コンプラ

イアンス委員会と連携し、倫理法令遵守の経営を推進する。

事業会社は、コンプライアンス委員会を設置し、自社および傘下のグループ会社の倫理法令遵守に関する基本方針および重要事項の審議・決定を行い、施策の実施状況を監督する。

また、当社は、企業倫理ホットラインについて、JFEグループ全体の倫理法令遵守に関する重要な情報が現場から経営トップに直接伝わる制度として整備し、適切に運用する。

- (オ) 当社の内部監査部署は、事業会社の業務の有効性・効率性ならびに法令および定款の遵守状況について、監査し、または事業会社の内部監査部署から報告を受ける。事業会社の内部監査部署は、事業会社傘下のグループ会社の業務の有効性・効率性ならびに法令および定款の遵守状況について、監査し、またはグループ会社の内部監査部署から報告を受ける。
- (カ) JFEグループに属する会社は、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制、適時適切な情報開示のために必要な体制を整備する。

2. 当社監査役の職務の執行のために必要な体制

(1) 監査役の職務を補助する使用人に関する事項

監査役の職務を補助する使用人を監査役事務局に置く。

(2) 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

当該使用人の人事については、監査役と協議する。

(3) 監査役の職務を補助する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人は、監査役の指揮命令下で監査役の職務を補助する業務を行う。

(4) 監査役への報告に関する体制

(ア) 監査役は、取締役会、グループ経営戦略会議、経営会議およびその他の重要な会議に出席し、報告を受ける。

(イ) 取締役、執行役員および使用人は、必要に応じまたは監査役会、監査役の要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務の執行状況（事業会社および事業会社傘下のグループ会社に関する重要事項を含む。）を報告する。事業会社または事業会社傘下のグループ会社の取締役、執行役員および使用人は、必要に応じまたは監査役会、監査役の要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務の執行状況を報告する。

(ウ) 当社は、企業倫理ホットラインについて、監査役に対して直接通報または相談を行うことができる制度として整備する。また、企業倫理ホットライン担当部署が受けた通報または相談された法令違反行為等については、その都度監査役会、監査役に対して、内容を報告する。

(5) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、企業倫理ホットラインについて、監査役に法令違反行為等を通報または相談した者および通報または相談された法令違反行為等を監査役会、監査役に報告した者が不利な取扱いを受けないことを規程に定め適切に運用する。

(6) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役職務執行に必要な費用について請求があった場合、速やかに前払いまたは償還に応じる。

(7) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア) 取締役、執行役員および使用人は、監査役監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、子会社調査、子会社監査役との連携等の監査役活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

(イ) 監査役は、会計監査人、内部監査部署の監査結果（事業会社または事業会社傘下のグループ会社に関する重要事項を含む。）について適宜報告を受け、それぞれと緊密な連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制につき、「内部統制体制構築の基本方針」に従い、以下のとおり整備・運用いたしております。

1. 当社およびグループの取締役等の職務執行および内部監査にかかる体制

- (1) グループ経営に関する重要事項ならびに当社、事業会社および事業会社傘下のグループ会社の重要事項について、取締役会規則・グループ経営戦略会議規程・経営会議規程において決定手続を明確に定め、同手続に従いそれぞれの会議体で十分な審議を経た上で決定・報告を行っております。
- (2) 取締役・執行役員・使用人の職務権限について、社内規程において明確に定め、同規程を遵守しております。
- (3) 内部監査部署において業務の有効性・効率性、法令・定款の遵守状況について適切に監査を実施するとともに、事業会社の内部監査部署が実施した内部監査結果について定期的に報告を受け確認しております。

2. 当社およびグループのリスク管理・コンプライアンスにかかる体制

- (1) コンプライアンス、環境、人事労働、安全防災など多岐にわたる範囲を対象としてグループのCSRやサステナビリティ課題を含むリスク管理に関する取り組みについての方針審議・監督・情報共有等を行うことを目的に、JFEグループCSR会議を設置しております。そして、同会議内で運営される各委員会において、個別の具体的なテーマを取り上げております。当期中の実施状況は以下のとおりです。また、取締役会は、重要事項につき報告を受けております。
 - ① グループコンプライアンス委員会を当期中5回開催し、腐敗（贈賄）防止の取り組みおよびグループ会社のコンプライアンスの取り組みをテーマとして、当社および事業会社における課題の共有や取り組み状況についての確認を行うとともに、企業倫理ホットラインの運用状況、および公益通報者保護法対応方針を報告しました。
 - ② グループ環境委員会を当期中3回開催し、JFEグループ2021年度統合報告書およびCSR報告書の制作方針・内容の審議・決定やESG課題への取り組みおよび環境関連の諸課題に対する事業会社の取り組み状況についての確認を行いました。
 - ③ グループ内部統制委員会を当期中1回開催し、当社およびグループにおける財務報告に係る内部統制の有効性に関する評価について確認を行いました。
 - ④ 開示検討委員会を当期中7回開催し、法定開示書類の公表にあたり記載内容の適法性・適正性について必要な確認を行いました。
 - ⑤ グループ情報セキュリティ委員会を当期中4回開催し、グループの情報セキュリティに関する重要議題の決定・報告や、共通施策の立案等を行いました。なお、同委員会の内容含め、グループ全体の情報セキュリティ関連施策の立案・実施推進等を担う「JFE-SIRT」の活動状況はグループCSR会議に適宜報告を行っております。
 - ⑥ 新たに設置した企業価値向上委員会を当期中1回開催し、ガバナンス向上の観点から、機関投資家との対話状況等の確認を行いました。上記のほか、グループ内における労働災害発生状況および2022年安全活動方針、労働時間管理の状況、個人情報保護方針の変更の報告を行いました。
- (2) 当社およびグループの役員、従業員等（退職者や取引先従業員等も含む）が利用できる内部通報制度として外部の弁護士にも通報可能な「企業倫理ホットライン」を整備し、通報・相談者の不利益取扱い禁止の徹底を含め、適切に運用しております。これらの通報・相談は、定期的に常勤監査役へ報告するとともに、グループコンプライアンス委員会および取締役会において運用状況の確認を行っております。
- (3) 新型コロナウイルス感染症については、取締役会にて確認した対応方針に沿い、当社および各事業会社取り組みを継続しています。

3. 情報の保存・管理にかかる体制

- (1) 取締役会、グループ経営戦略会議および経営会議での審議資料・議事録について、関係する法令および社内規程に基づき、適切に作成・保存・管理を行っております。
- (2) 社内において作成された決裁書等、職務執行に係る重要な文書について、社内規程に基づき、適切に作成・保存・管理を行っております。

4. 監査役に関する体制

- (1) 監査役の指揮命令下において監査役の職務を補助する使用人を置き、当該使用人について取締役か

らの独立性を確保しております。

- (2) 監査役監査の実効性を確保するため、取締役会への出席のほか、常勤監査役についてはグループ経営戦略会議・経営会議・JFEグループCSR会議等に出席し、執行状況が確認できる体制としております。また、常勤監査役に対し、各部門の業務の執行状況について定期的に報告を行っております。
- (3) 監査役の職務執行にかかる費用について、予算措置を講じ必要な費用を確保しております。
- (4) 監査役は、内部監査部署から監査結果について定期的に報告を受けるとともに、会計監査人との間でも定期的かつ必要時に報告聴取・意見交換等を行うなど、内部監査部署・会計監査人それぞれと緊密な連携を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

●当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、「常に世界最高の技術をもって社会に貢献します」という当社グループの企業理念のもと、世界最高水準の製造実力やコスト競争力、グループ全体のシナジーを活かした開発、優れた人的資本など、長年の経営努力と継続的な投資によって蓄積された企業価値の源泉を最大限に活かし、カーボンニュートラルに向けた技術開発等を含め、長期的な視野に立った様々な施策を地道に継続していくことを通じて企業価値および株主共同の利益の向上に誠実に努めることを経営の基本姿勢としております。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては、こうした当社の企業理念や経営の基本姿勢を尊重し、長期的に当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資する者であることが望ましいと考えております。

また、経営支配権の異動は、企業活動・経済の活性化にとって有効な手段の一つであり、当社株式の大規模買付行為が開始された場合において、これを受け入れるかどうかは、原則として、株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為またはこれに関する提案のなかには、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのあるものや、株主の皆様が当社株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等も想定されます。

したがって、当社は、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、当社株式の大規模買付行為等を行おうとする者に対しては、株主の皆様がその是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて独立性を有する社外役員の意見を尊重した上で取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討等に必要な情報と時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、その時々において適宜適切な措置を速やかに講じてまいります。

(注) 本事業報告中の表示数値未満の端数の取り扱いは、金額および株式数については切り捨て、比率その他の数値については四捨五入といたしております。

(ご参考) コーポレートガバナンスに対する取り組み

当社は、当社およびJFEグループが、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を実現し、企業理念を実践するために最良のコーポレートガバナンスを追求しその更なる充実を図ることに努めており、2015年10月に「JFEホールディングス コーポレートガバナンス基本方針」(以下、「本基本方針」という。)を制定いたしました。本基本方針および当社のコーポレートガバナンス体制の概要は以下のとおりです。なお、本基本方針の全文は当社ホームページ(アドレス <https://www.jfe-holdings.co.jp/>)に掲載いたしております。

当社およびグループのコーポレートガバナンス体制

グループの体制

- ・ JFEグループは当社をグループの中核たる純粋持株会社とするグループ体制を採用しています。
- ・ 持株会社である当社はグループの一元的なガバナンスの中心にあって、全グループの戦略機能を担い、全グループのリスク管理と対外説明責任を負うスリムなグループの中核としての業務を遂行します。
- ・ 各事業会社は、事業分野ごとの特性に応じた業務執行体制により事業を推進し、競争力の強化と収益力の拡大を図ります。
- ・ 持株会社と事業会社が各々その責務を果たすことにより、株主はじめ全てのステークホルダーにとっての中長期的な企業価値の最大化に努めます。

当社の体制

- ・ 取締役会において、経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行います。
- ・ 監査役会設置会社として、監査役および監査役会が職務執行状況等の監査を実施します。
- ・ 経営の重要な意思決定および監督と、業務執行を分離し、業務執行に係る迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を採用しております。
- ・ 取締役会の諮問機関として指名委員会および報酬委員会を設置しております。

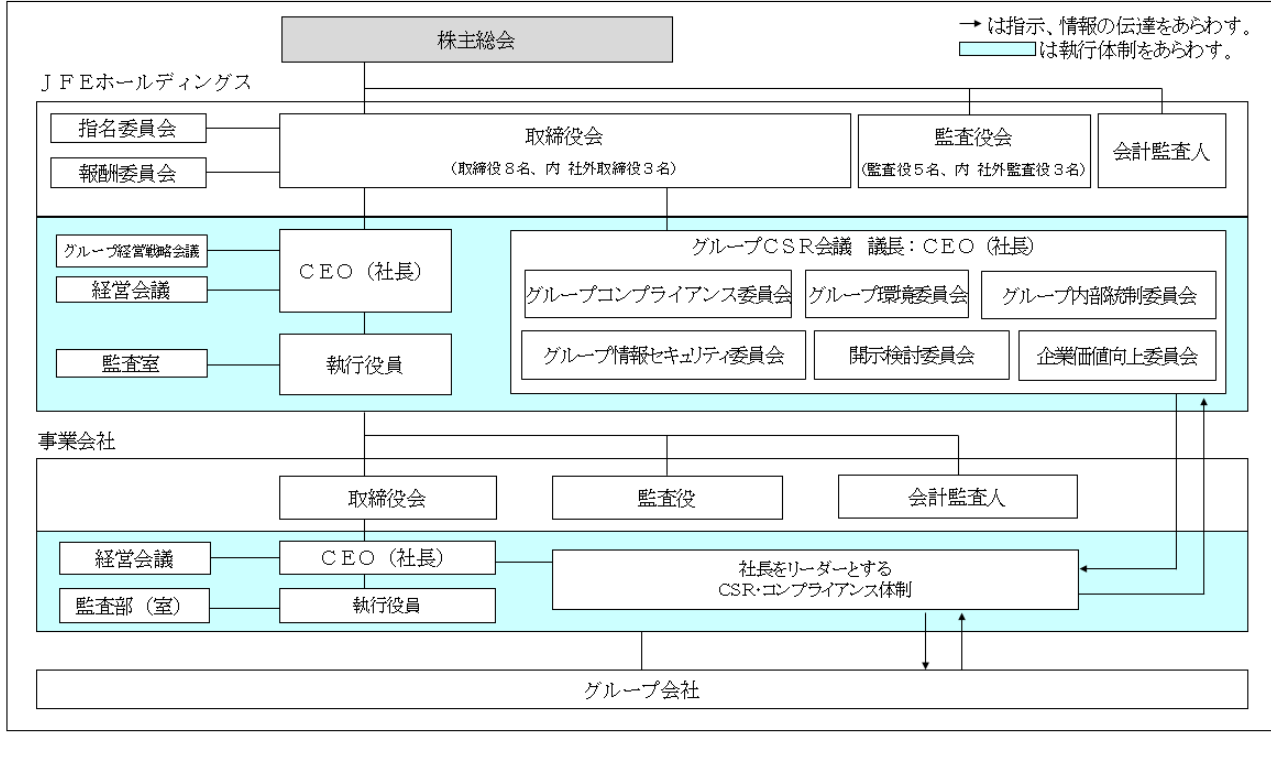
取締役会

機能と役割

- ・ 当社の取締役会は、法令、定款および取締役会規則等の当社規程に従い、グループの経営計画や経営の基本方針を含む経営の重要な意思決定を行います。
- ・ 業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督を行います。
- ・ 当社およびJFEグループ各社に関わる事項について、社内規程により明確な基準による決定権限および決定手続を定めます。
- ・ 重要な事項については、当該定めに従って当社グループ経営戦略会議・経営会議による審議および当社取締役会での決定を行います。
- ・ 取締役会規則で定める重要な業務執行の決定以外の決定は、意思決定を迅速に行うため、原則としてその権限を当該業務を担当する執行役員に委譲します。

(ご参考) コーポレートガバナンスに対する取り組み

コーポレートガバナンス体制



取締役会の構成・取締役候補者の選任方針

構成に関する考え方

- ・ 当社の取締役会は、様々な知識、経験および能力を有する者により構成し、員数を 12 名以内とし、うち独立社外取締役の割合を取締役の 3 分の 1 以上とします。

選任方針

- ・ 社内取締役は、当社または各事業会社において経営に携わるなどの方法を通じ、事業に関する深い理解と知見を有する者の中から、グループ全体の経営の意思決定および業務執行の監督を担うに相応しい見識を持った人物を選任します。
- ・ 社外取締役はグローバル企業の経営者としての豊富な経験あるいは有識者としての深い知見を有する者等の中から、ガバナンス強化の役割を担い、当社の独立性基準を満たす人物を独立社外取締役として複数名選任します。

監査役・監査役会

機能と役割

- ・ 当社の監査役は、会社の独立した機関として、取締役の職務執行を監査することにより、会社の健全で持続的な成長の確保と社会的信頼の向上に努めます。
- ・ 職務の適切な遂行のため、取締役等と意思疎通を図り、必要に応じて意見を述べます。
- ・ 子会社の取締役等との意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めます。
- ・ 監査役は、監査役会を通じて、職務上知り得た重要な情報を、他の監査役と共有するように努めるとともに、他の監査役との意見交換を通じて、適正な監査を実行します。
- ・ 常勤監査役は、重要会議への出席のほか業務・財産状況の調査等を通じて情報収集に努めるとともに、積極的に監査環境の整備に努めます。
- ・ 社外監査役は、監査の体制および機能の中立性、独立性を一層高めることを意識し、より大所高所の視点から監査します。
- ・ 監査役および監査役会は、法令に定められた権限を適切に行使することにより、監査の実効性を高めるように努めます。

監査役会の構成・監査役候補者の選任方針

構成に関する考え方

- ・ 当社の監査役は、財務・会計に関する十分な知見を有する者を含み、その員数を 6 名以内とし、その半数以上は社外監査役とします。

選任方針

- ・ 社内監査役は、当社または各事業会社において経営または監査に携わるなどの方法を通じ、事業に関する深い理解と知見を有する者の中から、取締役の職務の執行の監査を的確、公正に行うことができる知識および経験を持ち、監査機能を担うに相応しい見識を持った人物を選任します。
- ・ 社外監査役は、グローバル企業の経営者としての豊富な経験あるいは有識者としての深い知見を有する者等の中から、監査機能の充実の役割を担い、当社の独立性基準を満たす人物を独立社外監査役として複数名選任します。

(ご参考) コーポレートガバナンスに対する取り組み

グループCSR会議の取り組み

- ・グループCSR会議はCEO（社長）が議長を務め、企業価値の毀損防止と向上の観点から、グループの経営理念、リスクマネジメント、ステークホルダーや社会に対する責任およびその他企業姿勢に関わるテーマについて、グループとして方針の審議・決定や方針の浸透状況の監督および発生した課題等の情報共有を行っております。
- ・本会議における審議事項のうち、グループの基本方針、活動計画、重要施策の内容および重要事態発生時の対応等について、取締役会に定期的に報告し審議することにより、指示監督を受けています。

指名委員会および報酬委員会

- ・2015年10月に、取締役等の人事および報酬について、公正性、客観性および透明性を担保すべく、取締役会の諮問機関として、指名委員会および報酬委員会を設置しました。
- ・指名委員会および報酬委員会は、それぞれ委員の過半数を社外役員で構成し、委員長はいずれも社外役員の中から決定しております。
- ・2021年度は指名委員会を5回、報酬委員会を7回開催しております。

なお、各委員会の構成は以下のとおりです。

(2022年3月31日現在)

指名委員会

委員長	山本 正巳	取締役(社外)
委員	安藤よし子	取締役(社外)
委員	大八木成男	監査役(社外)
委員	沼上 幹	監査役(社外)
委員	柿木 厚司	取締役(社内)
委員	北野 嘉久	取締役(社内)

報酬委員会

委員長	家守 伸正	取締役(社外)
委員	山本 正巳	取締役(社外)
委員	佐長 功	監査役(社外)
委員	沼上 幹	監査役(社外)
委員	柿木 厚司	取締役(社内)
委員	寺畑 雅史	取締役(社内)

また、第20回定時株主総会以降は、各委員会は以下の構成とすることを予定しております。

指名委員会

委員	山本 正巳	取締役(社外)
委員	安藤よし子	取締役(社外)
委員	沼上 幹	監査役(社外)
委員	島村 琢哉	監査役(社外)
委員	柿木 厚司	取締役(社内)
委員	北野 嘉久	取締役(社内)

報酬委員会

委員	家守 伸正	取締役(社外)
委員	山本 正巳	取締役(社外)
委員	佐長 功	監査役(社外)
委員	沼上 幹	監査役(社外)
委員	柿木 厚司	取締役(社内)
委員	寺畑 雅史	取締役(社内)

以上

第 20 期

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社

連結計算書類<国際財務報告基準（I F R S）>

連結財政状態計算書

連結損益計算書

連結持分変動計算書

連結注記表

計算書類<日本基準>

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

計算書類に係る附属明細書<日本基準>

自 2021年4月1日

至 2022年3月31日

第 20 期

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社

連結計算書類<国際財務報告基準（I F R S）>

連結財政状態計算書

連結損益計算書

連結持分変動計算書

連結注記表

自 2021年4月1日

至 2022年3月31日

連結財政状態計算書

(2022年3月31日現在)

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社
(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産)		(負債)	
流動資産	2,392,629	流動負債	1,493,840
現金及び現金同等物	101,773	営業債務及びその他の債務	678,377
営業債権及びその他の債権	796,955	社債、借入金及びリース負債	339,726
契 約 資 産	123,888	契 約 負 債	32,580
棚 卸 資 産	1,227,935	未 払 法 人 所 得 税 等	50,547
未 収 法 人 所 得 税	1,009	引 当 金	12,345
そ の 他 の 金 融 資 産	22,830	そ の 他 の 金 融 負 債	143,406
そ の 他 の 流 動 資 産	118,235	そ の 他 の 流 動 負 債	236,856
非流動資産	2,895,280	非流動負債	1,723,330
有形固定資産	1,850,779	社債、借入金及びリース負債	1,509,739
の れ ん	8,174	退職給付に係る負債	125,927
無形資産	108,547	引 当 金	22,663
使用権資産	98,417	繰延税金負債	12,065
投資不動産	57,660	そ の 他 の 金 融 負 債	43,976
持分法で会計処理されている投資	454,642	そ の 他 の 非 流 動 負 債	8,957
退職給付に係る資産	24,079	負債合計	3,217,170
繰延税金資産	60,372	(資本)	
その他の金融資産	217,217	親会社の所有者に帰属する持分	1,988,268
その他の非流動資産	15,388	資 本 金	147,143
		資 本 剰 余 金	652,233
		利 益 剰 余 金	1,294,875
		自 己 株 式	△180,580
		その他の資本の構成要素	74,596
		非支配持分	82,470
		資本合計	2,070,739
資産合計	5,287,909	負債及び資本合計	5,287,909

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

連結損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社
(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	4,365,145
売 上 原 価	△3,694,690
売 上 総 利 益	670,454
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△360,415
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	99,730
そ の 他 の 収 益	37,524
そ の 他 の 費 用	△30,828
事 業 利 益	416,466
減 損 損 失	△11,355
関 係 会 社 整 理 損 失	△4,918
営 業 利 益	400,192
金 融 収 益	1,549
金 融 費 用	△13,205
税 引 前 利 益	388,535
法 人 所 得 税 費 用	△98,741
当 期 利 益	289,793
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	288,058
非 支 配 持 分	1,734
当 期 利 益	289,793

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

連結持分変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
					確定給付制度の再測定	その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品の公正価値の純変動額
2021年4月1日残高	147,143	652,465	1,029,976	△180,639	—	61,620
当期利益	—	—	288,058	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	—	9,015	2,120
当期包括利益	—	—	288,058	—	9,015	2,120
自己株式の取得	—	—	—	△68	—	—
自己株式の処分	—	47	—	77	—	—
配当金	—	—	△40,355	—	—	—
株式報酬取引	—	123	—	50	—	—
連結範囲の変動	—	—	—	—	—	—
支配継続子会社に対する持分変動	—	△403	—	—	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	17,195	—	△9,015	△8,180
非金融資産への振替	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
所有者との取引額合計	—	△232	△23,159	58	△9,015	△8,180
2022年3月31日残高	147,143	652,233	1,294,875	△180,580	—	55,560

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素			合計		
	在外営業活動体の外貨換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分	合計			
2021年4月1日残高	△32,256	914	30,278	1,679,223	80,930	1,760,154
当期利益	—	—	—	288,058	1,734	289,793
その他の包括利益	48,343	4,780	64,260	64,260	1,195	65,455
当期包括利益	48,343	4,780	64,260	352,318	2,930	355,249
自己株式の取得	—	—	—	△68	—	△68
自己株式の処分	—	—	—	125	—	125
配当金	—	—	—	△40,355	△1,237	△41,592
株式報酬取引	—	—	—	173	—	173
連結範囲の変動	—	—	—	—	232	232
支配継続子会社に対する持分変動	—	—	—	△403	324	△79
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	△17,195	—	—	—
非金融資産への振替	—	△2,745	△2,745	△2,745	—	△2,745
その他	—	—	—	—	△709	△709
所有者との取引額合計	—	△2,745	△19,941	△43,274	△1,389	△44,664
2022年3月31日残高	16,086	2,949	74,596	1,988,268	82,470	2,070,739

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

連 結 注 記 表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下、「IFRS」）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲および持分法の適用に関する事項

連結子会社は330社、持分法適用会社等（関連会社、共同支配事業および共同支配企業）は79社であります。

主要な連結子会社および持分法適用会社等の名称は、事業報告の「重要な子会社等の状況」に記載しているため、省略しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産

①当初認識および測定

金融資産は、その当初認識時に償却原価で測定する金融資産または公正価値で測定する金融資産に分類しております。当社およびその子会社（以下、当社グループ）では、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融資産を認識しております。

以下の条件がともに満たされる金融資産を償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で資産が保有されている
- ・金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日を生じる

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融資産を除き、個々の金融資産ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを当初認識時に指定し、当該指定を継続的に適用しております。

金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除き、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引費用を加算して測定しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値測定し、その取引に直接起因する取引費用は純損益として認識しております。

②事後測定

a. 償却原価で測定する金融資産

当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しております。

b. 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動を純損益として認識しております。

c. その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しております。

その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合または公正価値が著しく下落した場合（回復する見込があると認められる場合は除く）にその累計額を利益剰余金に振り替えており、純損益には振り替えておりません。なお、当該金融資産からの配当金については純損益として認識しております。

③認識の中止

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係る

リスクと経済価値のほとんどすべてが移転している場合において、認識を中止しております。

④減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

貸倒引当金は、契約に基づいて当社グループが受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと当社グループが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額の現在価値であります。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかを判断しており、信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、期末日後12ヶ月以内に生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失（12ヶ月の予想信用損失）により貸倒引当金の額を測定しております。一方、金融資産にかかる信用リスクが期末日時点にて当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産の予想存続期間にわたるすべての生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失（全期間の予想信用損失）により貸倒引当金の額を測定しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権、契約資産およびリース債権については、上記に関わらず、常に全期間の予想信用損失により貸倒引当金の額を測定しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益として認識しております。貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、貸倒引当金の戻入額を純損益として認識しております。

金融資産に係る貸倒引当金は、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・報告日時点で過大なコストまたは労力なしに利用可能である、過去の事象、現在の状況、ならびに将来の経済状況の予測についての合理的で裏付け可能な情報

(2) デリバティブおよびヘッジ会計

当社グループでは、為替変動リスク、金利変動リスク等をヘッジするために、先物為替予約取引、金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行っております。

当社グループでは、ヘッジの開始時においてヘッジ関係ならびにヘッジの実施についてのリスク管理目的および戦略の公式な指定、文書化を行っております。当該文書にはヘッジ手段の特定、ヘッジの対象となる項目または取引、ヘッジされるリスクの性質およびヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の有効性の評価方法が含まれております。また、当社グループでは、ヘッジ関係の開始時および継続的に、ヘッジ関係がヘッジ有効性の要求を満たしているかどうかを評価しております。

デリバティブは公正価値で当初認識しております。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動は次のとおり処理しております。

①公正価値ヘッジ

ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動は、純損益またはその他の包括利益に認識しております。また、ヘッジされたリスクに対応するヘッジ対象の公正価値の変動については、ヘッジ対象の帳簿価額を修正して、純損益またはその他の包括利益として認識しております。

②キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動のうち、有効なヘッジと判定される部分は、その他の包括利益として認識し、累計額は、その他の資本の構成要素に含めております。また、ヘッジ効果が有効でない部分は、純損益として認識しております。その他の資本の構成要素に累積された金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える会計期間においてその他の資本の構成要素から純損益に振り替えております。ただし、予定取引のヘッジがその後において非金融資産または非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の資本の構成要素に累積された金額は、当該非金融資産または非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

ヘッジ手段が失効、売却、終結または行使された場合、またはデリバティブがヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合には、ヘッジ会計を将来に向けて中止しております。予定取引の発生

がもはや見込まれない場合には、その他の資本の構成要素に累積された金額は、即時にその他の資本の構成要素から純損益に振り替えております。

③ヘッジ指定されていないデリバティブ

デリバティブの公正価値の変動は、純損益として認識しております。

(3) 外貨換算

①外貨建取引の換算

外貨建取引は、取引日における為替レートまたはそれに近似するレートを用いて各社の機能通貨に換算しております。報告期間の期末日における外貨建貨幣性項目は、報告期間の期末日の為替レートにて機能通貨に換算しており、公正価値で測定される外貨建非貨幣性項目は、当該公正価値の算定日における為替レートにて機能通貨に換算しております。この結果生じる為替換算差額は、純損益として認識しております。ただし、非貨幣性項目の評価差額をその他の包括利益として認識する場合は、当該為替部分はその他の包括利益として認識しております。

②在外営業活動体の換算

在外営業活動体の資産および負債は、報告期間の期末日の為替レートで換算しております。また、在外営業活動体の収益および費用は、為替レートが著しく変動している場合を除き、報告期間の期中平均為替レートで換算しております。換算により生じる為替換算差額はその他の包括利益として認識し、累計額はその他の資本の構成要素に含めております。

在外営業活動体を処分する場合、当該在外営業活動体に関連する為替換算差額の累計額は、処分時に純損益として認識しております。

(4) 棚卸資産

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額により測定しており、原価は、原材料費、直接労務費、その他の直接費および関連する製造間接費の適切な配賦額から構成されております。正味実現可能価額は、予想売価から、販売に要する見積費用を控除して算定しております。原価は、主として総平均法に基づき算定しております。

(5) 有形固定資産

当社グループは、有形固定資産の認識後の測定において原価モデルを採用し、取得価額から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

土地および建設仮勘定以外の有形固定資産については、主として定額法で減価償却を行っております。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 2－75年
- ・機械装置及び運搬具 2－27年

有形固定資産の見積耐用年数、減価償却方法および残存価額は、各連結会計年度末において見直しを行っております。

(6) のれんおよび無形資産

①のれん

のれんは償却は行わず、每期または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。

また、のれんは取得価額から減損損失累計額を控除した帳簿価額で表示しております。

②無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産は、取得日現在における公正価値で測定しております。

当社グループは、無形資産の認識後の測定において原価モデルを採用し、取得価額から償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

耐用年数を確定できる無形資産は、見積耐用年数にわたって定額法で償却しております。無形資産は、主に自社利用目的のソフトウェアであり、見積耐用年数は2年から10年としております。

(7) リース

当社グループは、契約の開始時に、当該契約がリースまたはリースを含んだものであるのかどうかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるかまたはリースを含んでおります。

①借手としてのリース

リースの開始日において、使用权資産およびリース負債を認識しております。使用权資産は開始日においてリース負債の当初測定額に当初直接コスト等を調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを加えた額で当初の測定を行っております。開始日後においては、原価モデルを適用して、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除して測定しております。使用权資産は、当社グループがリース期間の終了時にリース資産の所有権を取得することが合理的に確実である場合を除き、開始日から耐用年数またはリース期間の終了時のいずれか早い時まで、定額法により減価償却しております。リース期間については、リースの解約不能期間に加えて、行使することが合理的に確実である場合におけるリースの延長オプションの対象期間と、行使しないことが合理的に確実である場合におけるリースの解約オプションの対象期間を含む期間として決定しております。

リース負債は、開始日において同日現在で支払われていないリース料を借手の追加借入利子率で割り引いた現在価値で測定しております。開始日後においては、リース負債に係る金利や、支払われたリース料を反映するようにリース負債の帳簿価額を増減しております。リースの条件変更が行われた場合には、リース負債を再測定しております。また、リースの条件変更のうち独立したリースとして会計処理されず、かつリースの範囲を減少させるものについては、使用权資産の帳簿価額をリースの部分的または全面的な解約を反映するように減額し、リースの部分的または全面的な解約に係る利得または損失を純損益に認識しております。それ以外のリースの条件変更については、使用权資産に対して対応する修正を行っております。

ただし、短期リースおよび少額資産のリースについては、認識の免除を適用し、使用权資産およびリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたり定額法により費用認識しております。

②貸手としてのリース

契約の形式ではなく取引の実質に応じてファイナンス・リースまたはオペレーティング・リースに分類しております。ファイナンス・リースに基づいて保有している資産は、正味リース投資未回収額に等しい金額で債権として表示しております。

サブリースを分類する際は、中間の貸手は、ヘッドリースから生じる使用权資産を参照して分類しております。

オペレーティング・リースにおいては、対象となる資産を連結財政状態計算書に計上しており、受取リース料はリース期間にわたり定額法により収益として認識しております。

(8) 投資不動産

投資不動産は、賃貸収益もしくはキャピタル・ゲインまたはその両方を目的として保有する不動産であります。

当社グループは、投資不動産の認識後の測定において原価モデルを採用し、取得価額から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

土地以外の投資不動産は見積耐用年数にわたって主として定額法で減価償却を行っております。主要な投資不動産の見積耐用年数は26年であります。

投資不動産の見積耐用年数、減価償却方法および残存価額は、各連結会計年度末において見直しを行っております。

(9) 非金融資産の減損

有形固定資産および無形資産等について、各報告期間の期末日現在で減損している可能性を示す兆候がある場合、資金生成単位で回収可能価額を処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額で評価し、資産の帳簿価額が回収可能価額を上回る場合、回収可能価額まで減損しております。

のれんおよび耐用年数の確定できない無形資産については毎期、さらに減損の兆候がある場合には都度、減損テストを実施しております。

過年度にのれん以外の資産について認識した減損損失については、報告期間の期末日において、認識した減損損失がもはや存在しない、または減少している可能性を示す兆候があるか否かを判定しております。このような兆候が存在する場合には、回収可能価額の見積りを行い、当該回収可能価額が資産またはその資産の属する資金生成単位の帳簿価額を上回る場合には、減損損失を認識しなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額を上限として、帳簿価額を回収可能価額まで増額し、減損損失の戻入を認識しております。のれんについて認識した減損損失は、以後の期間において戻入しておりません。

(10) 退職後給付

①確定給付制度

確定給付制度は、確定拠出制度以外の退職給付制度であります。確定給付制度債務は、制度ごとに区別して、従業員が過年度および当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を見積り、当該金額を現在価値に割引くことによって算定しております。制度資産の公正価値は当該算定結果から差し引いております。割引率は、当社グループの確定給付制度債務と概ね同じ満期日を有するもので、かつ、支払見込給付と同じ通貨建の優良社債の市場利回りを参照して決定しております。

退職給付制度が改訂された場合、従業員による過去の勤務に関連する給付金の変動部分は、当該費用を即時に純損益として認識しております。

当社グループは、確定給付負債（資産）の純額の再測定による増減をその他の包括利益で認識し、直ちに利益剰余金に振り替えております。

②確定拠出制度

確定拠出制度に係る費用は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識しております。

(11) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として現在の債務（法的債務または推定的債務）を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りが可能である場合に認識しております。

貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合、当該負債に特有のリスクを反映させた割引率を用いて割引いた金額で引当金を計上しております。

(12) 収益

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息および配当収益等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点で（または充足するに応じて）収益を認識する

鉄鋼事業における鉄鋼製品等の販売については、主として製品を出荷した時点で、顧客に製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、支払を受ける権利が確定するため、その時点で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

エンジニアリング事業における工事契約等については、主として、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は、主として、履行義務の充足とは別に契約期間中に段階的に受領するとともに、残額については履行義務をすべて充足したのち一定期間経過後に受領しております。一部の取引の対価については、重大な金融要素を含んでおります。一定の期間にわたり充足する履行義務については、収益を認識するために、原価に基づくインプット法を使用しております。原価に基づくインプット法は、財またはサービスに対する支配を顧客に移転する際の当社グループの履行を描写しないインプットの影響を除外しており、コストが進捗度に比例して発生しない状況では、発生したコストに限定して収益を認識するようにインプット法を調整することで、当社グループの履行を忠実に描写しております。

商社事業における鉄鋼製品等の販売については、主として製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、支払を受ける権利が確定するため、その時点で収益を認識しております。なお、商社事業における一部の取引については、代理人業務を担う義務を負っております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

当社グループが当事者として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を表示しており、当社グループが第三者のために代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から第三者のために回収した金額を差し引いた手数料の額で収益を表示しております。

(13) 事業利益

事業利益は税引前利益から金融損益および金額に重要性のある一過性の項目を除いた利益であり、当社連結業績の代表的指標であります。

(14) その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ・連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

〔会計上の見積りに関する注記〕

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 棚卸資産の評価

棚卸資産は、取得原価で測定しておりますが、連結会計年度末における正味実現可能価額が取得原価より下落している場合には、当該正味実現可能価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しております。また、営業循環過程から外れて滞留する棚卸資産については、将来の需要や市場動向を反映して正味実現可能価額等を算定しております。市場環境が予測より悪化して正味実現可能価額が著しく下落した場合には、損失が発生する可能性があります。

なお、当連結会計年度にて計上した棚卸資産の金額は、連結財政状態計算書に記載のとおりであります。

2. 非金融資産の減損

当社グループは、有形固定資産、のれんおよび無形資産について、注記「3. 会計方針に関する事項」に従って、減損テストを実施しております。減損テストにおける回収可能価額の算定において、将来のキャッシュ・フロー、割引率等について仮定を設定しております。これらの仮定については、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

なお、当連結会計年度にて計上した有形固定資産、のれんおよび無形資産の金額は、連結財政状態計算書に記載のとおりであります。

3. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来減算一時差異等を使用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識し

ております。課税所得が生じる可能性の判断においては、事業計画に基づき課税所得の発生時期および金額を見積っております。このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって実際の結果と異なる可能性があります。

なお、当連結会計年度にて計上した繰延税金資産の金額は、連結財政状態計算書に記載のとおりであります。

4. 引当金の会計処理と評価

引当金は、将来において債務の決済に要すると見込まれる支出の連結会計年度末日における最善の見積りに基づいて測定しております。将来において債務の決済に要すると見込まれる支出額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定しております。これら引当金の測定において使用される仮定は、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、引当金の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しております。

なお、当連結会計年度にて計上した引当金の金額は、連結財政状態計算書に記載のとおりであります。

5. 確定給付制度債務の測定

確定給付企業年金制度については、確定給付制度債務と制度資産の公正価値の純額を負債または資産として認識しております。確定給付制度債務は、数理計算上の仮定に基づいて算定しており、数理計算上の仮定には、割引率、退職率、死亡率、昇給率等の見積りが含まれております。これらの仮定は、金利変動の市場動向等、入手可能なあらゆる情報を総合的に判断して決定しております。これら数理計算上の仮定は将来の不確実な経済環境あるいは社会情勢の変動等によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、確定給付制度債務の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しております。

なお、当連結会計年度にて計上した金額は、連結財政状態計算書の退職給付に係る資産、退職給付に係る負債に記載のとおりであります。

6. 金融商品に関する事項

当社グループは、特定の金融商品の公正価値を評価する際に、重要な観察可能でないインプットを使用して測定しております。観察可能でないインプットは、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

なお、当連結会計年度にて計上した重要な観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値の金額は、注記「金融商品に関する注記」に記載のとおりであります。

7. 偶発事象

偶発事象は、連結会計年度末日における全ての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性および金額的影響を考慮した上で、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目を考慮しております。

なお、偶発債務については、注記「連結財政状態計算書に関する注記」に記載のとおりであります。

〔連結財政状態計算書に関する注記〕

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び現金同等物	892百万円
営業債権及びその他の債権	11,860百万円
有形固定資産	9,703百万円
使用権資産	110百万円
持分法で会計処理されている投資	3,246百万円
その他の金融資産（非流動）	803百万円

(注) 有形固定資産のうち、工場財団抵当等に供しているもの

8,252百万円

この他、連結子会社株式（連結子会社の計算書類上の帳簿価額649百万円）について担保に供しております。

(2) 担保に係る債務

営業債務及びその他の債務	430百万円
社債、借入金及びリース負債（流動）	1,007百万円
社債、借入金及びリース負債（非流動）	11,302百万円

(注) 上記のうち、工場財団抵当等によるもの

社債、借入金及びリース負債（流動） 559百万円

社債、借入金及びリース負債（非流動） 4,455百万円

2. 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	2,333百万円
その他の金融資産（非流動）	303百万円

3. 有形固定資産、使用権資産および投資不動産の減価償却累計額

有形固定資産および使用権資産の減価償却累計額	7,258,898百万円
投資不動産の減価償却累計額	51,354百万円

4. 偶発債務

子会社以外の会社の金融機関からの借入金等について行っている保証は、以下のとおりであります。

共同支配企業	22,725百万円
関連会社	464百万円
その他	8,205百万円
計	31,395百万円

上記の他、関連会社に関し将来発生の可能性のある債務について保証を行っております。
当連結会計年度における保証限度額 10,130百万円

〔連結持分変動計算書に関する注記〕

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数
普通株式

614,438,399株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	5,765	10	2021年3月31日	2021年6月28日

(注) 普通株式の配当金5,765百万円には、株式給付信託に係る信託口が保有する当社株式に係る配当金5百万円が含まれております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年11月5日 取締役会	普通株式	34,590	60	2021年9月30日	2021年12月3日

(注) 普通株式の配当金34,590百万円には、株式給付信託に係る信託口が保有する当社株式に係る配当金32百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

付議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	46,118	利益剰余金	80	2022年3月31日	2022年6月27日

(注) 普通株式の配当金46,118百万円には、株式給付信託に係る信託口が保有する当社株式に係る配当金43百万円が含まれております。

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については、資金の安定性とコストを勘案しながら、銀行借入やコマーシャル・ペーパーおよび社債発行等を中心に必要な資金を調達しており、一時的に余剰資金が生じた場合は、短期的な運用等に限定しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社グループの各社は取引先の財務状況を定期的に把握する等の管理を行っております。また、一部の債権は期日前に売却しております。

営業債務である支払手形および買掛金は、概ね1年以内の支払期日のものであります。

外貨建て営業債権、営業債務は為替の変動リスクに晒されております。外貨建て取引による外貨の受け取り（製品輸出等）と外貨の支払い（原材料輸入等）で相殺されない部分については、為替予約等を利用したヘッジ取引を適宜実施しております。

資本性金融商品は、市場価格の変動リスクに晒されております。また、外貨建ての資本性金融商品については、為替の変動リスクに晒されております。資本性金融商品は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に公正価値を把握しております。

借入金および社債は、流動性リスクを考慮し、返済期日を集中させないように管理しております。変動金利の借入金および社債は、金利の変動リスクに晒されております。なお、一部の借入金および社債について金利の変動への対応および金利の低減を目的として、金利スワップ等を利用したヘッジ取引を行っております。

当社グループの利用するデリバティブ取引は、将来の為替、金利等の市場価格変動のリスクを有しておりますが、輸出入取引、借入金・社債等の実需に伴う取引に対応させてデリバティブ取引を行っていることから、これらのリスクは機会利益の逸失の範囲内に限定されております。当社グループは、デリバティブ取引の取引先を、信用力の高い金融機関等に限定していることから、取引相手先の倒産等により契約不履行に陥る信用リスクはほとんどないものと判断しております。また、

当社はデリバティブ取引に係る社内規程を定め、これに基づき取引を実施しております。取引の実行にあたっては、上記方針に則り、財務担当執行役員の決裁により取引を実行しております。取引残高や公正価値、評価損益については、経営会議において定期的に報告することとしております。また、連結子会社においても、デリバティブ取引の実施にあたっては、社内規程に則り執行管理を行っております。

(3) 金融商品の公正価値に関する事項についての補足説明

金融商品の公正価値には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

(1) 金融商品の帳簿価額および公正価値

2022年3月31日における連結財政状態計算書計上額および公正価値は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結財政状態 計算書計上額	公正価値
1年内償還予定の社債	19,990	19,999
社債	274,197	274,681
長期借入金	1,133,287	1,133,063

1年内償還予定の社債、社債および長期借入金以外の償却原価で測定する金融資産および金融負債の公正価値は帳簿価額と近似しているため含めておりません。

経常的に公正価値で測定する金融商品についても、公正価値と帳簿価額が一致することから含めておりません。

長期借入金の公正価値については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

1年内償還予定の社債および社債の公正価値については、市場価格によっております。

1年内償還予定の社債、社債および長期借入金の公正価値ヒエラルキーはレベル2に分類しております。

(2) 金融商品の公正価値ヒエラルキー

当初認識後に経常的に公正価値で測定する金融商品は、測定に使用したインプットの観察可能性および重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーを以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1： 同一の資産または負債の活発な市場における市場価格により測定した公正価値

レベル2： レベル1以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3： 重要な観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

公正価値の測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値の測定の全体において重要な最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しております。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、期末日ごとに判断しております。

なお、当連結会計年度において、レベル1とレベル2の間における振替はありません。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ資産	—	34,229	—	34,229
その他	—	3,853	—	3,853
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産				
株式	69,332	—	70,357	139,689
出資金	—	—	6,697	6,697
合計	69,332	38,083	77,055	184,470
金融負債				
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	—	3,915	—	3,915
合計	—	3,915	—	3,915

・株式および出資金

上場株式は、公正価値は市場価格に基づいて算定しているため、レベル1に分類しております。

非上場株式および出資金は、類似業種比較法等、適切な評価技法を用いて公正価値を算定しており、1つ以上の重要なインプットが観察可能な市場データに基づかないことからレベル3に分類しております。なお、重要な観察不能なインプットは、主として非流動性ディスカウントであり、公正価値は、非流動性ディスカウントが上昇した場合、減少することとなります。使用した非流動性ディスカウントは30%であります。

・デリバティブ資産およびデリバティブ負債

為替予約、金利スワップ等の公正価値は、取引先金融機関等から提示された価格に基づいて算定しているため、レベル2に分類しております。

レベル3に分類した金融商品については、当社グループで定めた公正価値測定の評価方針および手続に従い、当該株式等を直接保有するグループ各社において算定しております。また、公正価値の測定結果については適切な責任者が承認しております。

当連結会計年度におけるレベル3に分類された経常的に公正価値で測定する金融商品の増減は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

期首残高	69,220
その他の包括利益	6,985
取得	1,087
売却	△116
その他	△122
期末残高	77,055

〔投資不動産に関する注記〕

1. 投資不動産の状況に関する事項

当社グループでは、千葉県およびその他の地域において、賃貸倉庫等を所有しております。

2. 投資不動産の公正価値に関する事項

2022年3月31日における連結財政状態計算書計上額および公正価値は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結財政状態 計算書計上額	公正価値
投資不動産	57,660	136,369

(注) 1 連結財政状態計算書計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

2 公正価値は、主として独立した不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づいております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分

3,452円82銭

2. 基本的1株当たり当期利益

500円28銭

(注) 株式給付信託に係る信託口が保有する当社株式は、1株当たり親会社所有者帰属持分および基本的1株当たり当期利益の算定上、期末発行済株式数および加重平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当連結会計年度における1株当たり親会社所有者帰属持分の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は542千株であり、当連結会計年度における基本的1株当たり当期利益の算定上、控除した当該自己株式の加重平均株式数は、548千株であります。

〔収益認識に関する注記〕

1. 収益の分解

(1) 売上収益の分解

(単位：百万円)

	鉄鋼事業	エンジニアリング 事業	商社事業	セグメント間 売上収益の消去	合計
地域別					
日本	1,946,166	444,463	639,658	△295,691	2,734,597
その他	1,227,308	63,751	592,105	△252,617	1,630,548
合計	3,173,475	508,215	1,231,763	△548,309	4,365,145
財またはサービスの 移転時期					
一時点	2,972,437	4,846	1,231,734	△527,886	3,681,132
一定の期間	201,038	503,368	29	△20,422	684,013
合計	3,173,475	508,215	1,231,763	△548,309	4,365,145

(2) 契約残高

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	716,893	742,836
契約資産	101,282	123,888
契約負債	43,038	32,580

期首における契約資産のうち債権に認識された金額は、70,394百万円であります。

期首における契約負債のうち売上収益に認識した金額は、36,465百万円であります。

(3) 残存履行義務

(単位：百万円)

	期末残高
期末日において未充足または部分的に未充足の履行義務に配分した取引価格	1,059,781
収益認識が見込まれる時期	
1年以内	390,451
1年超	669,329

第 20 期

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社

計算書類<日本基準>

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

自 2021年4月1日

至 2022年3月31日

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	723,389	流動負債	395,096
現金及び預金	9,039	短期借入金	117,609
営業未収入金	1,075	1年内償還予定の社債	20,000
短期貸付金	675,593	未払金	1,043
その他	37,682	未払費用	1,368
固定資産	2,043,783	未払法人税等	27,102
有形固定資産	1	預り金	227,832
工具、器具及び備品	1	前受収益	1
無形固定資産	14	その他	139
商標権	11	固定負債	1,339,357
ソフトウェア	3	社債	275,000
投資その他の資産	2,043,766	長期借入金	1,064,137
関係会社株式	904,392	取締役・執行役員株式給付引当金	94
出資金	3	執行役員退職慰労引当金	68
長期貸付金	1,138,066	その他	58
長期前払費用	23	負債合計	1,734,454
繰延税金資産	214		
その他	1,066	(純資産の部)	
		株主資本	1,032,821
		資本金	147,143
		資本剰余金	772,574
		資本準備金	772,574
		利益剰余金	198,243
		その他利益剰余金	198,243
		繰越利益剰余金	198,243
		自己株式	△85,139
		評価・換算差額等	△103
		繰延ヘッジ損益	△103
		純資産合計	1,032,718
資 産 合 計	2,767,173	負債純資産合計	2,767,173

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社
(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		
受取配当金	48,855	
金融収益	10,135	
経営管理料	3,228	62,219
営業費用		
金融費用	9,795	
一般管理費	2,707	12,502
営業利益		49,716
経常利益		49,716
税引前当期純利益		49,716
法人税、住民税及び事業税		331
法人税等調整額		△53
当期純利益		49,438

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社

(単位：百万円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益		評価・換算 差額等合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金					
当期首残高	147,143	772,574	—	772,574	189,163	△85,130	1,023,750	△293	△293	1,023,456
当期変動額										
剰余金の配当					△40,355		△40,355			△40,355
当期純利益					49,438		49,438			49,438
自己株式の取得						△65	△65			△65
自己株式の処分					△2	6	4			4
株式報酬取引						50	50			50
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								190	190	190
当期変動額合計	—	—	—	—	9,080	△8	9,071	190	190	9,261
当期末残高	147,143	772,574	—	772,574	198,243	△85,139	1,032,821	△103	△103	1,032,718

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 関係会社株式は移動平均法による原価法によっております。
- (2) 有形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。
- (3) 取締役・執行役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づき、取締役（社外取締役を除く。）および執行役員（所得税法上の国内非居住者を除く。）に割り当てられたポイントに応じた給付見込み額を計上しております。
- (4) 執行役員退職慰労引当金は、執行役員退職金の支給に備えるため、執行役員の退職金規程に基づく当期末要支給額を計上しております。
- (5) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）第3項に記載されている項目を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しております。
 - ステップ1：顧客との契約を識別する
 - ステップ2：契約における履行義務を識別する
 - ステップ3：取引価格を算定する
 - ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する
 - ステップ5：履行義務を充足した時に（または充足するにつれて）収益を認識する当社は、グループ経営運營業務として、当社グループの戦略機能、そのガバナンスおよびアカウントビリティを担うスリムなグループ本社としての業務、ならびにグループ全体の効率性の観点にもとづく業務を行っており、鉄鋼事業・エンジニアリング事業・商社事業を行う子会社の経営管理等の履行義務を負っております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、契約期間に対応して収益を計上しております。
- (6) 連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した履行義務を充足した時点で、契約期間に対応した収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用が計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表等に関する注記

- | | |
|---|-----------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 6 百万円 |
| (2) 保証債務等 | |
| 下記会社の仕入債務について保証を行っております。 | |
| J F E 商事(株) | 154 百万円 |
| 上記の他、J F E エンジニアリング(株)に関し将来発生のある可能性がある債務について保証を行っております。 | |
| 当事業年度における保証限度額 | 421 百万円 |
| (3) 関係会社に対する短期金銭債権 | 714, 285 百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債権 | 1, 138, 066 百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 225, 864 百万円 |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	営業収益	62, 219 百万円
	営業費用	902 百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 38, 497, 686 株

（注）株式給付信託に係る信託口が保有する当社株式542, 300株が、上記自己株式に含まれております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、関係会社株式評価損等によるものであり、評価性引当額を控除しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,793円10銭
1株当たり当期純利益	85円84銭

(注) 株式給付信託に係る信託口が保有する当社株式は、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益の算定上、期末発行済株式数および期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当事業年度における1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、542千株であります。当事業年度における1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、548千株であります。

第 20 期

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社

計算書類に係る附属明細書<日本基準>

自 2021年4月1日

至 2022年3月31日

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額
有形 固定 資産	工具、器具及び備品	1	—	—	0	1	6
	建設仮勘定	—	—	—	—	—	—
	計	1	—	—	0	1	6
無形 固定 資産	商標権	8	5	—	2	11	14
	ソフトウェア	—	4	—	0	3	28
	計	8	9	—	2	14	43

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
取締役・執行役員株式給付引当金	30	66	1	94
執行役員退職慰労引当金	36	31	—	68

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額
取締役・監査役報酬	459
取締役・執行役員株式給付引当金繰入額	66
執行役員退職慰労引当金繰入額	31
給料諸手当	941
業務委託費	715
その他	492
合 計	2,707

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社

代表取締役社長 柿木 厚司 殿

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村裕輔 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田哲也 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 脇本恵一 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤尾太一 (印)

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社

代表取締役社長 柿木 厚司 殿

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村裕輔 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田哲也 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 脇本恵一 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤尾太一 (印)

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程ならびに監査計画および職務の分担等に従い、取締役および執行役員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、業務および財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づく体制(内部統制体制)の整備・運用状況を監視および検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制についても、取締役および執行役員等ならびにEY新日本有限責任監査法人から適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号イに掲げる事項)については、その内容について確認いたしました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査役会は、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役および執行役員等ならびに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、監査役および監査役会は、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書および連結注記表)ならびに計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制体制に関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載の子会社社員の起訴を受け、グループ全体でのコンプライアンス徹底に向けた取り組みを確認してまいります。
- ④ 会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社 監査役会

監査役(常勤) 原 伸 哉 印

監査役(常勤) 馬 場 久美子 印

社外監査役 大八木 成 男 印

社外監査役 佐 長 功 印

社外監査役 沼 上 幹 印

J F E スチールの最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

第 19 期

事 業 報 告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

J F E スチール株式会社

事 業 報 告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

第1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果ならびに対処すべき課題

【わが国経済および鉄鋼業の状況】

当期の世界経済は、国や地域によりばらつきはあるものの、総じて新型コロナウイルス感染症の影響による落ち込みからの回復の動きが続きました。日本においても、部品供給の停滞により一部の産業で生産活動への影響が生じたものの、持ち直しの動きが続きました。ただし、足元ではウクライナ情勢の影響により、資源価格が一層高騰する等、不透明感が増しております。

鉄鋼業界におきましては、景気の持ち直しを背景に、国内外の需要環境は総じて底堅く推移しました。

【生産および販売の状況】

このような環境のもと、当社グループは、第7次中期経営計画の初年度として、構造改革、DX(デジタルトランスフォーメーション)および販売価格の抜本的な見直し等の推進による「量(鋼材トン)」から「質(鋼材トン当たり利益)」への転換等に取り組んでまいりました。

生産につきましては、国内外の需要の持ち直しを背景に、当期の粗鋼生産量は2,726万トンと前期と比べ13.8%増加致しました。

販売につきましては、販売価格改善の取り組みや鋼材市況の上昇、および販売数量の増加を受け、連結売上収益は3兆1,734億円と、前期に比べ40.7%の増収となりました。

【損益の状況】

一方、セグメント利益につきましては、原材料価格高騰によるコストの増加があったものの、販売価格の上昇、販売数量の増加、継続的なコスト削減の取り組みや国内外のグループ会社での収益改善に加え、棚卸資産評価差等の一過性の増益要因により、当期のセグメント利益は、3,237億円となり、前期に比べ大幅に好転しました。

また、税引前利益は3,115億円、親会社の所有者に帰属する当期利益は2,348億円となり、黒字に転換しました。

【対処すべき課題】

当社グループを取り巻く事業環境は、主原料を含めた諸物価高騰の長期化や、緊迫するウクライナ情勢が世界経済へ与える不確実性とその影響等、予断を許さない状況が続くと考えられます。中長期的には、人口の減少により国内の鉄鋼市場は縮小に向かう一方、海外では、汎用品の価格競争激化に加え、鉄鋼製品の地産地消の流れが強まることが想定されます。さらに、カーボンニュートラルをはじめとする気候変動問題への対応も急務となっています。こうした中で、当社グループは、2021年度からの4年間を対象とした第7次中期経営計画を創立以来最大の変革と位置付け、「量」から「質」への転換、成長戦略、およびカーボンニュートラル実現に向けた取り組みを着実に推進してまいります。

年間単独粗鋼生産量2,600万トンを前提に、構造改革による固定費の削減やDX推進等による大幅なコスト削減により、スリムで強靱な事業構造へと変革を進めます。さらには高付加価値品の比率を高める等、プロダクトミックスの改善を図るとともに、販売価格体系の抜本的な見直しを進め、収益力の拡大を目指してまいります。

また、インドのJSW社と方向性電磁鋼板製造販売会社の共同設立について事業性検証を進める

等、現地生産化による事業戦略の深化に加え、高付加価値品製造や環境負荷低減等に関する技術・操業・研究ノウハウを提供するソリューションビジネスも展開する等、成長戦略にも取り組んでまいります。

これらの取り組みを完遂することにより、鋼材トン当たり利益1万円(セグメント利益2,300億円)を安定的に確保できる収益基盤を確立致します。

2050年のカーボンニュートラル実現に向けては、「JFEグループ環境経営ビジョン2050」に基づき、カーボンリサイクル高炉とCCU(Carbon Capture and Utilization)を組み合わせた技術や水素製鉄(直接還元)を主軸とする超革新的な技術開発を複線的に進めてまいります。また、業界トップクラスの電気炉技術の活用や転炉におけるスクラップ利用拡大等のトランジション技術の開発・活用に加え、2021年12月に採択されたNEDOグリーンイノベーション基金事業を通じて研究開発のさらなる加速が見込まれること等を踏まえ、2030年度のCO2排出量削減目標を2013年度比で30%以上とし、目標を上方修正致しました。さらに、洋上風力発電の事業化に向けて、大単重厚板の製造設備投資に着手致しました。今後とも、気候変動問題への解決に向けた取り組みを強力に推進することで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

当社グループは、社会との信頼関係の基本であるコンプライアンスの徹底、環境課題、安全の確立、およびダイバーシティ&インクルージョン(多様な背景を持つ従業員の能力の最大活用)への積極的な取り組みについて、真摯な努力を継続し、さらなる発展を図ってまいります。

2. 生産および販売の状況

当期における当社および子会社の生産および販売の状況につきましては、以下のとおりであります。なお、販売の状況につきましては、共同支配事業の金額のうち当社持分に相当する金額を含んでおります。

(1) 生産の状況(粗鋼生産量) [単位:千トン]

区 分	第18期 (2020年度)	第19期 (2021年度)	増 減 (比率)
当社および連結子会社 (うち当社)	23,965 (22,758)	27,262 (25,881)	+3,297(+13.8%) (+3,123)(+13.7%)

(2) 販売の状況 [単位:百万円]

区 分	第18期 (2020年度)	第19期 (2021年度)	増 減 (比率)
鉄 鋼 事 業 (内輸出高)	2,255,216 (755,039)	3,173,475 (1,227,308)	+918,259(+40.7%) (+472,269)(+62.5%)

3. 設備投資の状況

当期における当社および子会社の設備投資総額は、304,967百万円であり、主な設備投資は以下のとおりであります。なお、上記設備投資総額には、共同支配事業の設備投資額のうち当社持分に相当する金額を含んでおります。

(1) 当期に完成した主要設備工事

当社 西日本製鉄所(倉敷地区) 連続鑄造機建設工事
西日本製鉄所(倉敷地区) 第4高炉改修工事

西日本製鉄所（倉敷地区） 製鋼能力増強工事
 西日本製鉄所（福山地区） 第3コークス炉A B団更新工事

(2) 当期継続中の主要設備工事

当社 東日本製鉄所（千葉地区） 第6高炉改修工事
 西日本製鉄所（倉敷地区） 電磁鋼板製造設備増強工事
 西日本製鉄所（倉敷地区） 高炉送風ボイラーリフレッシュSTEP1
 西日本製鉄所（倉敷地区） 製鉄所システムリフレッシュ（倉敷）
 西日本製鉄所（倉敷地区） 洋上風力向け大単重厚板製造能力増強工事
 全社 製鉄所システムリフレッシュ（第2期）

4. 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

5. 財産および損益の状況

(1) 企業集団の財産および損益の状況

【国際財務報告基準（IFRS）】

区 分	第16期 (2018年度)	第17期 (2019年度)	第18期 (2020年度)	第19期 (2021年度)
売上収益（百万円）	2,830,649	2,681,350	2,255,216	3,173,475
セグメント利益（百万円）	161,383	△8,783	△65,461	323,776
親会社の所有者に帰属 する当期利益（百万円）	121,727	△211,331	△62,940	234,850
基本的1株当たり当期 利益	225円77銭	△391円96銭	△116円74銭	435円58銭
資本合計（百万円）	1,517,894	1,208,539	1,215,102	1,466,733
資産合計（百万円）	3,951,109	3,836,847	3,864,262	4,425,035

(2) 当社の財産および損益の状況

区 分	第16期 (2018年度)	第17期 (2019年度)	第18期 (2020年度)	第19期 (2021年度)
売上高（百万円）	1,973,014	1,880,253	1,557,031	2,352,909
営業利益（百万円）	49,023	△92,363	△106,137	124,475
経常利益（百万円）	73,907	△75,356	△94,209	173,922
当期純利益（百万円）	64,847	△243,208	△33,130	142,224
1株当たり当期純利益	120円27銭	△451円8銭	△61円45銭	263円78銭
純資産（百万円）	1,101,884	778,139	741,454	847,005
総資産（百万円）	3,031,466	2,876,117	2,875,872	3,261,304

6. 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、銑鋼一貫メーカーとして各種鉄鋼製品の製造・販売を主力事業とし、鋼材加工製品、原材料等の製造・販売、ならびに運輸業および設備保全・工事等の周辺事業を行なっております。

〔主要製品等〕

鉄鋼製品・半製品（熱延薄鋼板、冷延薄鋼板、表面処理鋼板、厚鋼板、形鋼、H形鋼、鋼矢板、レール、継目無鋼管、鍛接鋼管、電縫鋼管、角型鋼管、電弧溶接鋼管、電磁鋼板、ステンレス鋼板、棒鋼、線材、鉄粉、スラブ）、チタン製品、鋼材加工製品、化学製品、素形材製品、各種容器類、鋳業・鋳産品、鉄鋼スラグ製品、機能素材、合金鉄、各種耐火物、築炉工事、各種運送事業・倉庫業、土木建築工事、設備管理・建設工事、電気工事、電気通信工事、火力発電、ガス、建設仮設材、不動産、保険代理業、各種サービス業、各種コンピュータシステム、材料分析・解析、環境調査、技術情報調査、知的財産支援等

7. 主要な営業所・工場および海外事務所等の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 当社

本社 支社等	本社（東京都千代田区） 大阪支社、名古屋支社、北海道支社（札幌市）、東北支社（仙台市）、新潟支社、北陸支社（富山市）、中国支社（広島市）、四国支社（高松市）、九州支社（福岡市）、千葉営業所、神奈川営業所（横浜市）、静岡営業所、岡山営業所、沖縄営業所（那覇市）
工場	仙台製造所、東日本製鉄所（千葉市・川崎市）、西日本製鉄所（倉敷市・福山市）、知多製造所（半田市）
研究所	スチール研究所（千葉市・川崎市・半田市・倉敷市・福山市）
海外事務所等	ヒューストン、メキシコ、ブリスベン、ブラジル、ドバイ、ニューデリー、ムンバイ、シンガポール、バンコック、ベトナム、ジャカルタ、マニラ、ソウル、北京、上海、広州

※海外事務所等には現地法人も含めて記載しております。

(2) 主要な子会社等

主要な子会社等につきましては、その本社所在地を後記9. 重要な親会社および子会社等の状況に記載いたしております。

8. 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

当社および子会社の従業員の状況は以下のとおりであります。

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数（名）
45,000

(2) 当社の従業員の状況

従業員数 （名）	（前期末比増減）	平均年齢 （歳）	平均勤続年数 （年）
15,600	（489名減）	38.5	16.1

(注) 他社への出向社員 1,233 名は含めておりません。

9. 重要な親会社および子会社等の状況（2022年3月31日現在）

(1) 重要な親会社の状況

当社の親会社は、ジェイエフイーホールディングス株式会社であり、当社の株式 539,170,000 株（持株比率 100%）を保有しております。

当社は、JFEグループの事業会社として、鉄鋼製品の製造・販売等を中心に行なっております。また、当社と同社とは、同社の行なうグループ経営運營業務およびそれに伴う費用の分担を内容とする契約を締結しております。

(2) 重要な子会社の状況

（※印は子会社保有の株式を含んでおります。）

名 称	所在地	事 業 の 内 容	資本金 (百万円)	当社議決権 比率 (%)
J F E 条 鋼 株 式 会 社	東 京 都 区 東 港 区	形鋼、鉄筋棒鋼製品の製造・販売	30,000	100.0
J F E ケ ミ カ ル 株 式 会 社	東 京 都 区 台 東 区	化学製品の製造・販売	6,000	100.0
J F E 建 材 株 式 会 社	東 京 都 区 東 港 区	鉄鋼二次製品の製造・加工・販売	5,000	96.4
J F E 鋼 板 株 式 会 社	東 京 都 区 品 川 区	鉄鋼二次製品の製造・加工・販売	5,000	100.0
ジ ョ コ ス 株 式 会 社	東 京 都 区 中 央 区	建設仮設材の賃貸・販売	4,397	※51.0
J F E 物 流 株 式 会 社	東 京 都 区 千 代 田 区	各種運送事業、倉庫業	4,000	89.2
J F E コ ン テ イ ナ ー 株 式 会 社	東 京 都 区 千 代 田 区	各種容器類の製造・販売	2,365	※54.2
J F E シ ビ ル 株 式 会 社	東 京 都 区 台 東 区	土木建築工事の請負	2,300	100.0
J F E ミ ネ ラ ル 株 式 会 社	東 京 都 区 東 港 区	鋳業・鋳製品の製造・加工・販売、 鉄鋼スラグ製品・機能素材の製造・ 販売	2,000	100.0
J F E ラ イ フ 株 式 会 社	東 京 都 区 台 東 区	不動産業、保険代理業、各種サー ビス業	2,000	100.0
J F E プ ラ ン ト エ ン ジ 株 式 会 社	東 京 都 区 台 東 区	機械装置の製造・販売、電気工事、 電気通信工事、設備管理・建設工 事の請負	1,700	100.0
J F E シ ス テ ム ズ 株 式 会 社	東 京 都 区 東 港 区	各種コンピュータシステムの 開発・販売	1,390	※67.7
水 島 合 金 鉄 株 式 会 社	岡 山 県 倉 敷 市	合金鉄の製造・販売	1,257	100.0
J F E 継 手 株 式 会 社	大 阪 府 岸 和 田 市	鋼管継手の製造・販売	958	86.6
J F E 鋼 材 株 式 会 社	東 京 都 区 中 央 区	鋼板剪断、溶断加工、鋼材販売	488	100.0
J F E 溶 接 鋼 管 株 式 会 社	東 京 都 区 中 央 区	電縫鋼管の製造・販売	450	100.0

J F E マテリアル株式会社	富 山 県 射 水 市	合金鉄の製造・販売	450	100.0
J F E 精密株式会社	新 潟 市	素形材製品の製造・販売	450	100.0
J F E アドバンテック 株 式 会 社	兵 庫 県 西 宮 市	計量・計測機器の製造・販売	319	100.0
J F E テクノリサーチ 株 式 会 社	東 京 都 千代田区	材料分析・解析、環境調査、 技術情報調査、知的財産支援	100	100.0
J F E 東日本ジーエス 株 式 会 社	川 崎 市	各種サービス業	50	※100.0
JFE スチール・オーストラリア・リソース・ フ°ロフ°ライタリー・リミテッド°	オーストラリア ブリスベン	オーストラリアにおける炭鉄・鉄鉄石鉄山 事業への投資	百万豪ドル 460	100.0
フィリピン・シスター・コーポレーション	フィリピン マニラ	焼結鉄の製造・販売	百万フィリピンペソ 1,957	100.0
PT. JFE スチール・ガルフ ナイジング°・インドネシア	インドネシア フ°カシ	冷延および溶融亜鉛鍍金製品の製造・ 販売	百万米ドル 139	※100.0
JFE スチール・ガルフナイジング° (タイ ラント°) ・リミテッド°	タ イ ラ ヨ ン	溶融亜鉛鍍金製品の製造・販売	百万タイバツ 4,362	100.0
タイ・コーテッド°・スチール・シート・ カンハ°ニー・リミテッド°	タ イ バンコック	電気亜鉛鍍金製品の製造・販売	百万タイバツ 2,206	81.4
ノバエラ・シリコン・S/A	ブラジル ベロオリゾンテ	合金鉄の製造・販売	百万ブラジルリアル 149	100.0

(3) 重要な関連会社の状況

(※印は子会社保有の株式を含んでおります。)

名 称	所在地	事 業 の 内 容	資本金 (百万円)	当社議決権 比率 (%)
日 伯 ニ オ ブ 株 式 会 社	東 京 都 千代田区	ブラジルにおけるニオブ鉄山事業 への投資	37,272	25.0
瀬戸内共同火力株式会社	広 島 県 福 山 市	火力発電事業	5,000	50.0
品川リフラクトリーズ 株 式 会 社	東 京 都 千代田区	各種耐火物の製造・販売、築炉工 事の請負	3,300	34.1
日 本 鋳 造 株 式 会 社	川 崎 市	鋳鋼品等の製造・販売	2,627	34.0
日 本 鋳 鉄 管 株 式 会 社	埼 玉 県 久 喜 市	鋳鉄管等の製造・販売	1,855	※30.0
エヌケーケーシームレス 鋼 管 株 式 会 社	川 崎 市	シームレスパイプの製造・販売	1,595	49.0
株 式 会 社 エ ク サ	横 浜 市	各種コンピュータシステムの開 発・販売	1,250	49.0
株 式 会 社 J F E サ ン ソ セ ン タ ー	広 島 県 福 山 市	酸素ガス、窒素ガス、アルゴンガ ス等の製造・販売	90	40.0

広州 J F E 鋼板有限公司	中 国 広 州	冷延および溶融亜鉛鍍金製品の製 造・販売	百万人民元 3,191	50.0
ニューコア・J F E スチール・ メキシコ・S.D.E R.L.D.E C.V.	メキシコ シラオ	溶融亜鉛鍍金鋼板の製造・販売	百万米ドル 361	50.0
宝武傑富意特殊鋼有限公司	中 国 韶 関	特殊鋼棒鋼の製造・販売	百万人民元 1,372	50.0
タイ・コールド・ロール・スチール・シート・ パブリック・カンパニー・リミテッド	タ イ バンコック	冷延鋼板の製造・販売	百万タイバツ 4,816	34.5
カリフォルニア・スチール・ インターストリス・インク	米 国 フォンタナ	鉄鋼製品の製造・販売	百万米ドル 40	49.0
J S W スチール・リミテッド	イ ン ド ムンバイ	鉄鋼製品の製造・販売	千万ドル 301	※15.0
内 蒙 古 オ ル ド ス E J M マンガン合金有限公司	中 国 オールドス	合金鉄の製造・販売	百万人民元 232	24.5
渤海能克鑽杆有限公司	中 国 滄 州	ドリルパイプ及びドリルパイプの アクセサリーの加工・製造・販売	百万人民元 129	28.3

(注)

- ・当期より J F E アドバンテック株式会社を重要な子会社として記載いたしました。
- ・ J F E ミネラル株式会社、水島合金鉄株式会社および J F E マテリアル株式会社の 3 社は、2022 年 4 月 1 日に J F E ミネラル株式会社を存続会社として合併いたしました。
- ・ J F E コンテナ株式会社は、2022 年 5 月 6 日に同社を株式交換完全子会社、当社を株式交換完全親会社とする株式交換契約を締結しており、2022 年 8 月 1 日に当社の完全子会社となる予定であります。
- ・エヌケーケーシームレス鋼管株式会社は、2022 年 12 月末を目途に解散することを決定しております。
- ・連結子会社および持分法適用会社等（関連会社、共同支配事業、共同支配企業）は、前記(2)、(3)の各社を含めそれぞれ 149 社および 41 社となります。
- ・当期における連結業績につきましては、前記 5. 財産および損益の状況(1) 企業集団の財産および損益の状況に記載のとおりであります。

10. 主要な借入先 (2022 年 3 月 31 日現在)

借 入 先	借入残高 (百万円)
ジェイエフイーホールディングス株式会社	1,697,051

第 2 株式に関する事項 (2022 年 3 月 31 日現在)

1. 株式数

発行可能株式の総数	2,100,000,000 株
発行済株式の総数	539,170,000 株
2. 株主数

1 名

3. 株主

株 主 名	所有株式数（千株）	持株比率（%）
ジェイエフイーホールディングス株式会社	539,170	100.0

第3 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の状況(2022年3月31日現在)

代表取締役社長	北野嘉久
代表取締役	西馬孝文
代表取締役	小川博之
代表取締役	福島裕法
代表取締役	門田純
取締役	寺畑雅史
監査役	曾谷保博
監査役	佐竹義宏
監査役	原伸哉

1. 2022年3月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。

社 長	C E O	北野嘉久
執行役員副社長	総務、法務、関連企業、経理、 監査、労政人事、組織人事、 人権啓発、京浜臨海開発 統括	西馬孝文
執行役員副社長	海外事業推進センター、 スラグ事業推進センター、スチール研究所、 IT改革推進、サイバーセキュリティ統括、 製鉄所業務プロセス改革、 データサイエンスプロジェクト、 第1原料、第2原料、資材、 知的財産、技術企画、品質保証 統括	小川博之
執行役員副社長	東日本製鉄所、西日本製鉄所、 知多製造所、経営企画、 設備計画、設備投資戦略、高炉改修計画、 カーボンリサイクル開発、 新還元プロセス開発、 新溶解プロセス開発、 環境防災・リサイクル、 製銑技術、コークス技術、製鋼技術、 熱延技術、設備技術、エネルギー技術 統括 安全健康 担当	福島裕法

執行役員副社長	建材センター、鋼管センター、棒線事業部、 大阪支社、営業総括、物流総括、 各セクター部、鋼材営業 統括	門 田 純
専務執行役員	スチール研究所長、知的財産、 技術企画、品質保証 担当	瀬 戸 一 洋
専務執行役員	西 日 本 製 鉄 所 所 長 西 日 本 製 鉄 所 倉 敷 地 区 所 長	古 川 誠 博
専務執行役員	設備計画、設備投資戦略、設備技術 担当	澤 田 宏
専務執行役員	鋼 管 セ ン タ ー 副 セ ン タ ー 長 知 多 製 造 所 長	三 宅 亮 一
専務執行役員	棒線事業部長、営業総括、物流総括 担当	槇 本 直 政
専務執行役員	経 営 企 画 担 当	広 瀬 政 之
専務執行役員	東 日 本 製 鉄 所 所 長 東 日 本 製 鉄 所 千 葉 地 区 所 長	須 田 守
専務執行役員	西 日 本 製 鉄 所 福 山 地 区 所 長	石 毛 俊 朗
専務執行役員	高炉改修計画、カーボンリサイクル開発、 新還元プロセス開発、新溶解プロセス開発、 環 境 防 災 ・ リ サ イ ク ル 、 製 銑 技 術 、 コ ー ク ス 技 術 、 製 鋼 技 術 、 熱 延 技 術 、 エ ネ ル ギ ー 技 術 担 当	大 河 内 巖
常務執行役員	西 日 本 製 鉄 所 副 所 長	浅 見 忠 世
常務執行役員	東 日 本 製 鉄 所 京 浜 地 区 所 長	古 米 孝 行
常務執行役員	厚板セクター長、鉄粉セクター長、 鉄 粉 商 品 、 厚 板 営 業 、 厚 板 ・ 形 鋼 輸 出 担 当	堀 江 亮 介
常務執行役員	I T 改 革 推 進 、 サ イ バ ー セ キ ュ リ テ ィ 統 括 、 製 鉄 所 業 務 プ ロ セ ス 改 革 担 当	新 田 哲
常務執行役員	第 1 原 料 、 第 2 原 料 、 資 材 担 当	大 門 博 史
常務執行役員	棒 線 事 業 部 副 事 業 部 長 棒 線 事 業 部 仙 台 製 造 所 長	錦 織 正 規
常務執行役員	総務、労政人事、組織人事 担当	上 田 洋 輔
常務執行役員	薄板セクター長、薄板営業、 自 動 車 鋼 材 営 業 担 当	祖 母 井 紀 史
常務執行役員	薄板セクター副セクター長 スチール研究所副所長	長 滝 康 伸
常務執行役員	京 浜 臨 海 開 発 担 当	岩 山 眞 士
常務執行役員	スチール研究所副所長	花 澤 和 浩
常務執行役員	データサイエンスプロジェクト 担当	風 間 彰

常務執行役員	スラグ事業推進センター長	丸山 隆
常務執行役員	電磁鋼板セクター長、大阪支社長、 電機鋼材営業担当	井原 正規
常務執行役員	ステンレスセクター長、建材センター長、 ステンレス・特殊鋼営業担当	関谷 慶宣
常務執行役員	鋼管センター長	松永 浩司
常務執行役員	法務、人権啓発担当	安藤 武彦
常務執行役員	海外事業推進センター長	加藤 彰浩
常務執行役員	関連企業、経理、監査担当	松尾 久光
常務執行役員	ステンレスセクター副セクター長 東日本製鉄所千葉地区副所長	永井 肇
常務執行役員	電磁鋼板セクター副セクター長 西日本製鉄所倉敷地区副所長	朝比 奈健
常務執行役員	缶用鋼板セクター長 薄板セクター副セクター長 缶用鋼板営業、薄板輸出担当	高橋 学
常務執行役員	厚板セクター副セクター長 東日本製鉄所京浜地区副所長	高岡 隆司
常務執行役員	建材センター副センター長 西日本製鉄所福山地区副所長	堀澤 輝雄

(1)2022年3月31日付で、以下の執行役員が退任いたしました。

専務執行役員	澤田 宏	JFEプラントエンジニアリング株式会社代表取締役副社長
専務執行役員	橋本 直政	JFE建材株式会社代表取締役社長
常務執行役員	浅見 忠世	JFE西日本ジーエス株式会社代表取締役社長
常務執行役員	堀江 亮介	JFE鋼板株式会社代表取締役副社長
常務執行役員	長滝 康伸	JFEスチール株式会社研究技監

(2)2022年1月1日付で、以下の執行役員が就任いたしました。

常務執行役員	岩山 眞士
--------	-------

(3)2022年4月1日付で、以下の執行役員が就任いたしました。

常務執行役員	長谷 和邦
常務執行役員	山本 宏之
常務執行役員	赤木 功
常務執行役員	赤木 純一

(4)2022年4月1日付で、執行役員の地位と担当が以下のとおり変更となりました。

社 長	C E O	北 野 嘉 久
執行役員副社長	総務、法務、関連企業、経理、 監査、労政人事、組織人事、 人権啓発、京浜臨海開発 統括	西 馬 孝 文
執行役員副社長	海外事業推進センター、 スラグ事業推進センター、スチール研究所、 IT改革推進、サイバーセキュリティ統括、 製鉄所業務プロセス改革、 データサイエンスプロジェクト、 第1原料、第2原料、資材、 知的財産、技術企画、品質保証 統括	小 川 博 之
執行役員副社長	東日本製鉄所、西日本製鉄所、 知多製造所、経営企画、 設備計画、設備投資戦略、高炉改修計画、 カーボンリサイクル開発、 新還元プロセス開発、 新溶解プロセス開発、 環境防災・リサイクル、 製銑技術、コークス技術、製鋼技術、 熱延技術、設備技術、エネルギー技術 統括 安 全 健 康 担 当	福 島 裕 法
執行役員副社長	建材センター、鋼管センター、棒線事業部、 大阪支社、営業総括、物流総括、 各セクター部、鋼材営業統括	門 田 純
専務執行役員	スチール研究所長、知的財産、 技術企画、品質保証 担当	瀬 戸 一 洋
専務執行役員	西 日 本 製 鉄 所 所 長 西 日 本 製 鉄 所 倉 敷 地 区 所 長	古 川 誠 博
専務執行役員	鋼管センター副センター長 知 多 製 造 所 所 長	三 宅 亮 一
専務執行役員	経 営 企 画 担 当	広 瀬 政 之
専務執行役員	東 日 本 製 鉄 所 所 長 東 日 本 製 鉄 所 千 葉 地 区 所 長	須 田 守
専務執行役員	西 日 本 製 鉄 所 福 山 地 区 所 長	石 毛 俊 朗
専務執行役員	高炉改修計画、カーボンリサイクル開発、 新還元プロセス開発、新溶解プロセス開発、 環境防災・リサイクル、 製銑技術、コークス技術、 製鋼技術、熱延技術、エネルギー技術 担当	大 河 内 巖

専務執行役員	東日本製鉄所京浜地区所長	古米孝行
専務執行役員	IT改革推進、サイバーセキュリティ統括、 製鉄所業務プロセス改革 担当	新田 哲
専務執行役員	第1原料、第2原料、資材 担当	大門博史
専務執行役員	棒線事業部長、棒線事業部仙台製造所長	錦織正規
専務執行役員	総務、労政人事、組織人事 担当	上田洋輔
専務執行役員	薄板セクター長、薄板営業、 自動車鋼材営業 担当	祖母井紀史
専務執行役員	京浜臨海開発 担当	岩山真士
専務執行役員	スチール研究所副所長	花澤和浩
常務執行役員	データサイエンスプロジェクト 担当	風間 彰
常務執行役員	スラグ事業推進センター長	丸山 隆
常務執行役員	厚板セクター長、大阪支社長、 厚板営業、厚板・形鋼輸出 担当	井原正規
常務執行役員	ステンレスセクター長、建材センター長、 ステンレス・特殊鋼営業 担当	関谷慶宣
常務執行役員	鋼管センター長	松永浩司
常務執行役員	法務、人権啓発 担当	安藤武彦
常務執行役員	海外事業推進センター長	加藤彰浩
常務執行役員	関連企業、経理、監査 担当	松尾久光
常務執行役員	ステンレスセクター副セクター長 東日本製鉄所千葉地区副所長	永井 肇
常務執行役員	電磁鋼板セクター副セクター長 西日本製鉄所倉敷地区副所長	朝比奈健
常務執行役員	缶用鋼板セクター長 薄板セクター副セクター長 缶用鋼板営業、薄板輸出 担当	高橋 学
常務執行役員	厚板セクター副セクター長 東日本製鉄所京浜地区副所長	高岡隆司
常務執行役員	薄板セクター副セクター長 西日本製鉄所福山地区副所長	堀澤輝雄
常務執行役員	スチール研究所副所長	長谷和邦

常務執行役員	設備計画、設備投資戦略、設備技術 担当	山本宏之
常務執行役員	電磁鋼板セクター長、鉄粉セクター長、 鉄粉商品、電機鋼材営業 担当	赤木功
常務執行役員	棒線事業部副事業部長 営業総括、物流総括 担当	赤木純一

2. 取締役および監査役の報酬等の額

区分	報酬等の額
取締役	658,557 千円
監査役	78,335 千円

報酬等の額には、当該事業年度に係る取締役賞与金総額 193,470 千円
および取締役に対する株式報酬の額 107,848 千円が含まれております。

第4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

①	当社および当社子会社が支払うべき報酬等の合計額	354,549 千円
②	上記①のうち、公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項の業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	354,549 千円
③	上記②の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	91,661 千円

(1) 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

第5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

<業務の適正を確保するための体制についての決議内容>

当社は、取締役会において上記体制につき、次のとおり決議しております。

「内部統制体制構築の基本方針」

1. 当社の企業理念、行動規範および企業行動指針ならびに定款、取締役会規則などをはじめとする、業務遂行にかかわるすべての規範、規程、規則、指針、運用細則など（以下「諸規程・規則」）包括的の一体として、当社の内部統制体制を構成するものである。したがって、当取締役会として、諸規程・規則が遵守されるよう図るとともに、企業活動にかかわる法令変更あるいは社会環境の変化に
したがって、さらに業務執行の効率性の観点において、当社の体制および諸規程・規則について適宜の見直し、修正がおこなわれることにより、上記法令の目的・趣旨が実現されるよう努めるものと

する。

2. 会社法第362条4項6号および会社法施行規則第100条1項各号に掲げる体制に関し、現行の当社の体制および諸規程・規則との関連について次のとおり確認する。

(1) 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(ア) 当社および当社グループ会社の経営にかかわる重要事項は、関連規程にしたがい、経営会議の方針審議を経て、取締役会または経営会議で決定する。なお、重要な投資案件については、関連規程に則り、所定の事業投融资審査または設備投資審査を経たのち経営会議に付議する。

(イ) 業務執行は、代表取締役社長のもと執行役員により、各部門の組織権限・業務規程に則り、おこなわれる。

(ウ) 代表取締役社長のもと CSR 会議を置き、同会議を構成するものとして、必要な委員会、部会を設置する。各部会単位で、それぞれの業務執行の有効性・効率性の確保および倫理法令遵守の観点から、適宜、ルールやリスク対応方針などを検討、整備する。さらに、法令部会において、法令の制定、変更などをフォローし、諸規程・規則への反映を検討する。

(エ) 内部監査部門が、業務執行の有効性・効率性および倫理法令遵守状況について監査する。

(2) 取締役の職務執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

取締役会などの会議体における実質的、効率的審議を図ることのほか、CSR 会議部会において業務執行の有効性・効率性の観点からの検討、ルール見直しを継続的におこなう。さらに、内部監査部門が、倫理法令遵守状況に加え、業務執行の有効性・効率性について監査する。

(3) 取締役の職務執行にかかわる情報の保存および管理に関する体制

取締役会規則、経営会議規程、文書等保存管理規程、秘密情報管理規程、情報セキュリティ管理規程その他情報の保存、管理にかかわる規程または規定が包括的に、本体制を構成する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営にかかわるリスクについては、当社各部門の業務執行において、担当執行役員等がリスク管理上の課題を洗い出すことに努め、個別の重要なリスク課題については、必要なつど、経営会議等で審議する。また、CSR 会議のリスクマネジメント委員会において、社内横断的に当社事業にかかわるリスク洗出し、対応方針の協議、検討を継続的におこなうものとする。

災害、事故などにかかわるリスクについては、全社防災規程などにもとづく対応を原則とする。大規模地震、これに準ずる大規模災害および事故、ならびにパンデミック等にかかわるリスクについては、事業継続計画を必要に応じて発動し、これにもとづく対応を原則とする。事業継続計画の策定および重要事項の見直しについては、CSR 会議のリスクマネジメント委員会において審議・決定する。

(5) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(ア) 当社は J F E ホールディングス株式会社の完全子会社であり、親会社が保持する J F E グループとしての、倫理法令遵守、リスク管理、財務報告・情報開示などの体制のなかに、当社および当社傘下グループ会社それぞれの体制が組み込まれることにより、企業集団としての体制が構築されている。

(イ) 当社は、グループ経営に関する一定の重要事項ならびに当社傘下のグループ会社の一定の重

要事項（損失の危険の管理に関する事項を含む）について、親会社の機関決定までの手順を義務づけ、取締役会規則等により決定手続等を定め、審議・決定し、または報告を受ける。

- (ウ) 当社は、CSR 会議のリスクマネジメント委員会において、自社および傘下のグループ会社のリスク管理に関する基本方針および重要事項の審議・決定を行い、グループのリスク管理について確認・評価するとともに、施策の実施状況を監督する。
- (エ) 当社は、親会社が設置するグループ・コンプライアンス委員会のもと、コンプライアンス委員会を設置し、自社および傘下のグループ会社の倫理法令遵守に関する基本方針および重要事項の審議・決定を行い、施策の実施状況を監督するとともに、親会社のグループ・コンプライアンス委員会と連携し、倫理法令遵守の経営を推進する。当社傘下のグループ会社は、会社の規模、事業の性質、機関の設計、その他会社の個性および性質を踏まえ、必要な倫理法令遵守体制を整備する。また、当社は、企業倫理ホットラインについて、J F E グループ全体の倫理法令遵守に関する重要な情報が現場から経営トップに直接伝わる制度として、当社の使用人のほか当社傘下のグループ会社の使用人等も利用者として整備し、適切に運用する。
- (オ) 当社の内部監査部門は、親会社の内部監査部門と連携し、自社および当社傘下のグループ会社の業務の有効性・効率性ならびに法令および定款の遵守状況について監査する。
- (カ) 当社および当社傘下のグループ会社は、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制、適時適切な情報開示のために必要な体制を整備する。

3. 会社法施行規則第100条3項各号に掲げる体制に関し、現行の当社の体制について次のとおり確認する。

(1) 監査役の職務を補助する使用人に関する事項

監査役の職務を補助する使用人を監査役事務局に置く。

(2) 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

当該使用人の人事については、監査役と協議する。

(3) 監査役の職務を補助する使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

当該使用人は、監査役の指揮命令下で監査役監査に関する業務を行う。

(4) 監査役への報告に関する体制

(ア) 監査役は、取締役会、経営会議およびその他の重要な会議に出席し、報告をうける。

(イ) 取締役、執行役員および使用人は、必要に応じまたは監査役の要請に応じ、監査役に対して職務の執行状況（当社および当社傘下のグループ会社に関する重要事項を含む。）を報告する。

当社傘下のグループ会社の取締役、執行役員および使用人は、必要に応じまたは監査役の要請に応じ、監査役に対して職務の執行状況を報告する。

(ウ) 当社は、企業倫理ホットラインについて、監査役に対して直接通報または相談を行うことができる制度として整備する。また、企業倫理ホットライン担当部署が受けた通報または相談された法令違反行為等については、監査役に対して、その都度内容を報告する。

(5) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、企業倫理ホットラインについて、監査役に法令違反行為等を通報または相談した者および通報または相談された法令違反行為等を監査役に報告した者が不利な取扱いを受けないこと

を規程に定め適切に運用する。

- (6) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務執行に必要な費用について請求があった場合、特に不合理なものでなければ前払い又は償還に応じる。

- (7) その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

(ア) 監査役は、監査役監査規程等を定め、組織的かつ実効的な監査体制を構築する。

(イ) 取締役、執行役員および使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、子会社調査、子会社監査役との連携等の監査役の活動が円滑におこなわれるよう、監査環境の整備に協力する。

(ウ) 監査役は、会計監査人、内部監査部門の監査結果（当社および当社傘下のグループ会社に関する事項に関する重要事項を含む。）について適宜報告をうけ、それぞれと緊密な連携を図る。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

当社は、上記の基本方針にしたがい、当該体制を以下のとおり整備し、運用しております。

1. 当社およびグループ会社の法令遵守・効率的職務執行にかかる体制について

- (1) 当社は、当社の経営に関する重要事項およびグループ経営に関する一定の重要事項ならびに当社傘下のグループ会社の一定の重要事項について、当社の取締役会規則等により定められた決定手続に従い取締役会、経営会議等適切な会議体で審議・決定し、報告を受けております。
- (2) 当社の業務執行は、組織権限・業務規程により明確化され、代表取締役社長のもと、取締役、執行役員、使用人により社内規程に基づき適切に行なわれております。
- (3) 当社および当社傘下のグループ会社の法令遵守に関し、CSR 会議等における施策として、コンプライアンス強化月間におけるルール周知・規程類の定期レビュー活動の充実化、グローバルコンプライアンス体制の整備などに継続的に取り組んでおります。また、当社および当社傘下のグループ会社に対し、コンプライアンスに関する研修を継続して実施しております。
- (4) 当社は、当社および当社傘下のグループ会社の使用人等を利用者とする内部通報制度「企業倫理ホットライン」を整備しており、同制度の運用状況は取締役会に報告しております。
- (5) 親会社とともに当社の国内グループ会社を対象として実施したコンプライアンスの取組みに関するアンケート調査を踏まえ、結果の分析および改善すべき課題の洗い出しを行っております。
- (6) 当社および当社傘下のグループ会社の業務の有効性・効率性、法令・定款の遵守状況について、当社の内部監査部門が監査計画に基づき、環境・防災・安全、経費管理、独占禁止法を中心に監査を実施しております。

2. 当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する体制について

- (1) 当社および当社傘下のグループ会社の経営にかかわるリスクについて、リスク管理上の課題を洗い出し、CSR 会議内に設置するリスクマネジメント委員会において、大規模地震等の自然災

害時やパンデミック（新型コロナウイルス感染症を含む）発生時の事業継続に関する体制の確認や品質管理体制の強化、標的型サイバー攻撃による情報漏えい等への対応方針などについての検討を行なっております。

- (2) 当社の新型コロナウイルス感染症対策については、新型インフルエンザ等対策事業継続計画に基づく新型インフルエンザ等対策検討チームにおいて、感染拡大防止対策の検討および対応（在宅勤務や時差出勤の推奨、ワクチン職域接種の実施等）を進めております。
- (3) 親会社が設置する JFE グループ CSR 会議において、当社における贈賄防止の取り組み、環境管理活動の状況、安全に関する取り組み、グループ会社のコンプライアンスの取組みに関するアンケート調査の結果および課題について報告しております。
- (4) 当社および当社傘下のグループ会社の財務報告・情報開示の体制は、親会社が保持するグループとしての体制の中に組み込まれ、情報開示が必要となる場合の報告体制を整備するとともに、当該体制に基づく業務プロセスに従い、親会社に対して適切に決算情報を報告しております。

3. 当社の情報の保存・管理に関する体制について

- (1) 当社の取締役会議事録、経営会議等の重要会議資料等の重要な文書については、関連する社内規程に基づき適切に作成・保存・管理がなされています。
- (2) 当社は、企業情報の漏えいリスクの回避および業務の効率性・生産性向上を目的に、「JFE-SIRT」に従った情報セキュリティ関連施策の実施、文書の組織的管理や社内教育を進めるなど、当社情報の管理徹底を図っております。
- (3) 当社は、社内規程に基づき個人情報情報の適正な管理を図っております。また、本年度は、本年4月施行の個人情報保護法改正に向けた社内規程の改正を含めた対応を行ったほか、海外の個人情報管理体制について、各国の法制度の施行および改正状況等を踏まえ、引き続き体制の整備と強化を進めております。

4. 監査役に関する体制について

- (1) 当社は、監査役を補助する使用人を監査役事務局に置き、監査役の指揮命令下で監査役監査に関する業務を実施するなど、基本方針に基づき適切に運用しております。
- (2) 当社および当社傘下のグループ会社の取締役等の職務執行状況の監査役への報告は、取締役会、経営会議等において必要に応じ適切になされております。また、当社は、企業倫理ホットラインにおける監査役に対する通報・相談制度を整備しており、同制度においては、通報・相談した者等に対する不利益取扱の禁止に関する規程を定め、各受付窓口が通報・相談を受けた法令違反行為等については、担当部署が適切に監査役へ報告することとしております。
- (3) 当社は、監査役の職務執行にかかる費用について、予算措置を講じ必要な費用を確保するとともに、監査役の諸調査の実施に必要な監査環境を整備し、必要に応じて会計監査人・関係部署との連携について協力しております。また、監査役は、監査役監査規程を定め、実効的な監査体制を構築しております。

(注) 本事業報告中の表示数値未満の端数の取り扱いは、金額および株式数については切り捨て、比率その他の数値については四捨五入といたしております。

自 2021年4月 1日
至 2022年3月31日

第 19 期 計 算 書 類
< 日 本 基 準 >

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

J F E スチール株式会社

【 貸 借 対 照 表 】

(2 0 2 2 年 3 月 3 1 日 現 在)

JFEスチール株式会社
(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	7,302	買掛金	256,302
売掛金	346,957	短期借入金	583,734
商品及び製品	365,180	リース債務	11
仕掛品	6,368	未払金	88,807
原材料及び貯蔵品	451,892	未払費用	117,896
前渡金	58,287	未払法人住民税等	6,331
前払費用	1,217	前受金	354
その他	50,311	預り金	133,772
貸倒引当金	△ 8	前受収益	2,535
流動資産合計	1,287,510	その他	2,759
固定資産		流動負債合計	1,192,505
有形固定資産		固定負債	
建物	122,930	関係会社長期借入金	1,113,316
構築物	93,789	リース債務	16
機械及び装置	681,500	退職給付引当金	55,509
船舶	0	取締役・執行役員株式給付引当金	311
車両運搬具	1,562	特別修繕引当金	8,635
工具、器具及び備品	5,613	債務保証損失引当金	1,587
土地	310,401	P C B 処理引当金	1,232
リース資産	24	資産除去債務	1,796
建設仮勘定	47,595	その他	39,386
有形固定資産合計	1,263,418	固定負債合計	1,221,793
無形固定資産		負債合計	2,414,298
特許権	73	(純資産の部)	
借地権	89	株主資本	
商標権	251	資本金	239,644
ソフトウェア	79,120	資本剰余金	
その他	2,948	資本準備金	390,021
無形固定資産合計	82,482	その他資本剰余金	3,781
投資その他の資産		資本剰余金合計	393,802
投資有価証券	71,290	利益剰余金	
関係会社株式	431,606	その他利益剰余金	
関係会社出資金	61,341	特別償却準備金	5,507
長期貸付金	5	固定資産圧縮積立金	3,517
関係会社長期貸付金	8,405	特定災害防止準備金	127
繰延税金資産	42,175	繰越利益剰余金	188,579
その他	20,361	利益剰余金合計	197,732
貸倒引当金	△ 7,294	株主資本合計	831,179
投資その他の資産合計	627,892	評価・換算差額等	
固定資産合計	1,973,793	その他有価証券評価差額金	11,504
		繰延ヘッジ損益	4,321
		評価・換算差額等合計	15,825
		純資産合計	847,005
資産合計	3,261,304	負債純資産合計	3,261,304

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

【 損 益 計 算 書 】

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

JFEスチール株式会社
(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		2,352,909
売上原価		2,109,896
売上総利益		243,012
販売費及び一般管理費		118,536
営業利益		124,475
営業外収益		
受取利息及び配当金	48,578	
その他	32,725	81,304
営業外費用		
支払利息	9,079	
その他	22,778	31,857
経常利益		173,922
特別利益		
投資有価証券売却益	10,374	10,374
特別損失		
関係会社関連損失	7,267	7,267
税引前当期純利益		177,029
法人税、住民税及び事業税	22,205	
法人税等調整額	12,599	34,804
当期純利益		142,224

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

【株主資本等変動計算書】

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

JFEスチール株式会社

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	
					特別償却準備金	固定資産圧縮積立金
当期首残高	239,644	390,021	3,781	393,802	6,687	3,517
当期変動額						
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	△ 1,180	—
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	—	—	—	0
特定災害防止準備金の積立	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	△ 1,180	0
当期末残高	239,644	390,021	3,781	393,802	5,507	3,517

	株主資本				評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金		利益剰余金合計					
	特定災害防止準備金	繰越利益剰余金						
当期首残高	127	80,404	90,737	724,185	14,923	2,346	17,269	741,454
当期変動額								
特別償却準備金の取崩	—	1,180	—	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の積立	—	△0	—	—	—	—	—	—
特別災害防止準備金の積立	0	△0	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	△ 35,230	△ 35,230	△ 35,230	—	—	—	△ 35,230
当期純利益	—	142,224	142,224	142,224	—	—	—	142,224
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	△ 3,418	1,974	△ 1,443	△ 1,443
当期変動額合計	0	108,174	106,994	106,994	△ 3,418	1,974	△ 1,443	105,550
当期末残高	127	188,579	197,732	831,179	11,504	4,321	15,825	847,005

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

【 個 別 注 記 表 】

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式・出資金

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（リース契約に残価保証の取決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法によっております。

4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(3)取締役・執行役員株式給付引当金

取締役・執行役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づき、業務執行取締役および執行役員（所得税法上の国内非居住者を除く。）に割り当てられたポイントに応じた給付見込み額を計上しております。

(4)特別修繕引当金

熱風炉の改修に要する費用に備えるため、改修費用見積額を計上しております。

(5)債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備え、被保証先の財政状況等に基づいて、損失負担見込額を計上しております。

(6)PCB処理引当金

「ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により処理することが義務付けられているPCB廃棄物の処理に係る費用の支出に備えるため、その処理費用見積額を計上しております。

6 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）第3項に記載されている項目を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に（または充足するにつれて）収益を認識する

鉄鋼製品等の販売については、主として製品を出荷した時点で、顧客に製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、支払を受ける権利が確定するため、その時点で収益を認識してお

ります。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

7 ヘッジ会計の方法

(1)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約等について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約…外貨建取引および予定取引

商品先渡・先物…原材料

(3)ヘッジ方針

当社における社内管理規程に基づき、為替変動リスクおよび商品価格変動リスクをヘッジしております。これらすべてのデリバティブ取引は、実需に基づくものに限定しており、投機を目的に単独で利用することはありません。

8 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(会計方針の変更)

(退職給付見込額の期間帰属方法の変更)

退職給付債務の算定における退職給付見込額の帰属方法について、これまで期間定額基準を採用していましたが、当事業年度より給付算定式基準に変更しております。当社の退職金制度にポイント制を導入したことにより、期間帰属方法も給付算定式基準を適用する方が実態に即していると判断したものであります。この変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用が計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1 棚卸資産の評価

棚卸資産は、取得原価で測定しておりますが、事業年度末における正味実現可能価額が取得原価より下落している場合には、当該正味実現可能価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しております。また、営業循環過程から外れて滞留する棚卸資産については、将来の需要や市場動向を反映して正味実現可能価額等を算定しております。市場環境が予測より悪化して正味実現可能価額が著しく下落した場合には、損失が発生する可能性があります。

なお、当事業年度にて計上した棚卸資産の金額は、貸借対照表に記載のとおりであります。

2 有形固定資産および無形固定資産の減損

当社は、有形固定資産および無形固定資産のうち事業年度末現在で減損している可能性を示す兆候がある資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失を計上しております。減損損失の認識および測定にあたり、将来のキャッシュ・フロー、割引率等について仮定を設定しております。これらの仮定については、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

なお、当事業年度にて計上した有形固定資産および無形固定資産の金額は、貸借対照表に記載のとおりであります。

3 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づいて課税所得の発生時期および金額を見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について計上しております。このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって実際の結果と異なる可能性があります。

なお、当事業年度にて計上した繰延税金資産の金額は、注記「税効果会計関係」に記載のとおり

りであります。

4 引当金および資産除去債務の会計処理と評価

引当金および資産除去債務は、将来において見込まれる費用または損失の事業年度末日における最善の見積りに基づいて測定しております。将来において見込まれる費用または損失の金額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定しております。これら引当金の測定において使用される仮定は、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、引当金の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しております。なお、退職給付引当金については、「5. 退職給付引当金の会計処理と評価」に記載しております。

当事業年度にて計上した引当金および資産除去債務の金額は、貸借対照表に記載のとおりであります。

5 退職給付引当金の会計処理と評価

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務は、数理計算上の仮定に基づいて算定しており、数理計算上の仮定には、割引率、退職率、死亡率、昇給率等の見積りが含まれております。これらの仮定は、金利変動の市場動向等、入手可能なあらゆる情報を総合的に判断して決定しております。これら数理計算上の仮定は将来の不確実な経済環境あるいは社会情勢の変動等によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、退職給付債務の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しております。

なお、当事業年度にて計上した退職給付引当金の金額は、貸借対照表に記載のとおりであります。

6 市場価格のない株式等の評価

市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化等により実質価値が著しく低下した場合、回復可能性があると思われる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額を当事業年度の損失として処理しております。将来の市況悪化や投資先の業績不振等の変化があった場合には、翌事業年度以降の評価額に影響を与える可能性があります。

なお、当事業年度にて計上した市場価格のない株式等の金額は、注記「金融商品関係」に記載のとおりであります。

7 偶発事象

偶発事象は、事業年度末日における全ての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性および金額的影響を考慮した上で、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目を考慮しております。

保証債務等については、注記「貸借対照表関係」に記載のとおりであります。

貸借対照表関係

1 有形固定資産の減価償却累計額

	金額
減価償却累計額	5,772,654百万円

2 関係会社に対する資産および負債(区分掲記したものを除く)

	金額
短期金銭債権	35,619百万円
長期金銭債権	126
短期金銭債務	753,505
長期金銭債務	300

3 保証債務等

下記会社の社債、金融機関借入金等について保証を行っております。

	金額
ジェイ エフ イー ホールディングス(株)	30,000百万円
PT. J F E スチール・ガルバナイジング・インドネシア	29,344
ニューコア・J F E スチール・メキシコ・S. DE R. L. DE C. V.	11,933
フィリピン・シンター・コーポレーション	9,313
フォルモサ・ハティン(ケイマン)・リミテッド	7,635
J F E スチール・ガルバナイジング (タイランド)・リミテッド	6,196
アルガービア・パイプ・カンパニー	4,881
その他	24,621
計	123,925

上記の他、水島エコワークス(株)に関し将来発生の可能性のある債務について保証を行っております。

	金額
保証限度額	3,915百万円

4 固定資産の圧縮記帳額

当事業年度に取得した有形固定資産について、取得価額から控除した国庫補助金等による圧縮記帳額は4,513百万円であります。

損益計算書関係

関係会社との取引額

	金額
関係会社への売上高	295,525百万円
関係会社からの仕入高	550,249
関係会社との営業取引以外の取引高	184,640

株主資本等変動計算書関係

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	期首株式数 (千株)	増加株式数 (千株)	減少株式数 (千株)	期末株式数 (千株)
普通株式	539,170	—	—	539,170

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年2月22日 取締役会	普通株式	35,230	65.34	2021年12月31日	2022年3月10日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

税効果会計関係

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	金額
繰延税金資産	
減損損失	73,854百万円
退職給付引当金	16,926
税務上の繰越欠損金	16,445
その他	44,478
繰延税金資産小計	151,704
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△16,445
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△80,565
評価性引当額小計	△97,010
繰延税金資産合計	54,694
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△5,368
特別償却準備金	△2,416
繰延ヘッジ損益	△1,895
その他	△2,838
繰延税金負債合計	△12,518
繰延税金資産(負債)の純額	42,175

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.9%
評価性引当額の増減	△2.3%
その他	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.7%

金融商品関係

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、主として当社の完全親会社であるジェイ エフ イー ホールディングス㈱から実施しております。ジェイ エフ イー ホールディングス㈱は、資金の安定性とコストを勘案しながら、銀行借入やコマーシャル・ペーパーおよび社債の発行等を中心に必要な資金を調達しております。一時的に余剰資金が生じた場合は、短期的な運用等に限定しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社は取引先の財務状況を定期的に把握する等の管理を行っております。また、一部の債権は期日前に売却しております。

営業債務である買掛金は、概ね1年以内の支払期日のものであります。

外貨建て営業債権、営業債務は為替の変動リスクに晒されております。外貨建て取引による外貨の受け取り（製品輸出等）と外貨の支払い（原材料輸入等）で相殺されない部分については、為替予約等を利用したヘッジ取引を適宜実施しております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。また、外貨建ての有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握しております。

借入金は、流動性リスクを考慮し、返済期日を集中させないように管理しております。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

当社の利用するデリバティブ取引は、将来の為替等の市場価格変動のリスクを有しておりますが、輸出入取引等の実需に伴う取引に対応させてデリバティブ取引を行っていることから、これらのリスクは機会利益の逸失の範囲内に限定されております。当社は、デリバティブ取引の取引先を、信用力の高い金融機関等に限定していることから、取引相手先の倒産等により契約不履行に陥る信用リスクはほとんどないものと判断しております。また、当社はデリバティブ取引に係る社内規程を定め、これに基づき取引を実施しております。取引の実行にあたっては、CEOの決定した上記方針に則り、担当執行役員の決裁により取引を実行しております。取引残高や時価、評価損益については、取締役会またはCEOに定期的に報告することとしております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等については、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	7,302	7,302	—
(2)売掛金	346,957	346,957	—
(3)投資有価証券			
その他有価証券	35,188	35,188	—
(4)関係会社株式			
子会社株式	13,663	47,372	33,709
関連会社株式	5,769	16,201	10,432
資産計	408,881	453,021	44,140
(1)買掛金	256,302	256,302	—
(2)短期借入金	583,734	583,734	—
(3)関係会社長期借入金	1,113,316	1,111,373	△1,943
負債計	1,953,353	1,951,410	△1,943
デリバティブ取引（*1）			
ヘッジ会計が適用されているもの	5,188	5,188	—
デリバティブ取引計	5,188	5,188	—

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、並びに(2)売掛金

概ね短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券、並びに(4)関係会社株式

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1)買掛金、並びに(2)短期借入金

概ね短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 関係会社長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

原則的処理によるものの時価は、契約を締結している取引先金融機関等から提示された価格によっております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額 (百万円)

区分	金額
非上場株式	36,097
出資証券	4

これらについては、「資産(3) 其他有価証券」には含めておりません。

区分	金額
子会社株式	354,180
関連会社株式	57,992

これらについては、「資産(4) 子会社株式」または「資産(4) 関連会社株式」には含めておりません。

1 株当たり情報

1 株当たり純資産額	1,570円94銭
1 株当たり当期純利益	263円78銭

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1 株当たり純資産額および 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

(1) 1 株当たり純資産額

純資産の部の合計額(百万円)	847,005
純資産の合計額から控除する金額(百万円)	—
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	847,005
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	539,170

(2) 1 株当たり当期純利益

当期純利益(百万円)	142,224
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	142,224
普通株式の期中平均株式数(千株)	539,170

重要な後発事象

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

J F E スチール株式会社

代表取締役社長 北野嘉久殿

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村裕輔

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田哲也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 脇本恵一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤尾太一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、JFEスチール株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

私たち監査役は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法およびその内容

各監査役は、監査役監査規程ならびに監査計画等に従い、取締役および執行役員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、業務および財産の状況を調査しました。

- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づく体制（内部統制体制）の整備・運用状況を監視および検証しました。

なお、財務報告に係る内部統制についても、取締役および執行役員等ならびにEY新日本有限責任監査法人から適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討しました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実

は認められません。

- ③ 内部統制体制に関する取締役会決議の内容は相当であり、継続的に整備・運用の充実が図られているものと認めます。また、当該内部統制体制に関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

なお、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の連結計算書類（国際財務報告基準に基づく）の元情報として作成された当社連結決算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書および連結持分変動計算書）についても検討を行いました。連結決算書類に関する会計監査人EY新日本有限責任監査法人の実施した手続きおよび結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

JFEスチール株式会社

監査役（常勤） 曾谷保博



監査役（常勤） 佐竹義宏



監査役 原伸哉

